

第七十一回国会 農林水産委員会 議 録 第十六号

昭和四十八年四月十七日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

安倍晋太郎君

梶山 静六君

熊谷 義雄君

正示啓次郎君

長谷川 峻君

三ッ林弥太郎君

宮崎 茂一君

森下 元晴君

井上 泉君

兒玉 末男君

竹内 猛君

湯山 勇君

諫山 博君

瀬野栄次郎君

神田 大作君

出席國務大臣

農林 大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林政務次官 中尾 栄一君

農林省農林經濟局長 内村 良英君

農林省構造改善局長 小沼 勇君

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

農林省畜産局長 大河原太一郎君

農林省食品流通局長 池田 正範君

農林水産技術會議事務局長 中澤 三郎君

委員外の出席者

食糧庁総務部長 森 整治君

農林漁業金融公庫総裁 武田 誠三君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

四月十七日

辭任

小山 長規君

菅波 茂君

丹羽 兵助君

三ッ林弥太郎君

野坂 浩賢君

同日

辭任

梶山 静六君

浜田 幸一君

三塚 博君

宮崎 茂一君

梶山 静六君

兒玉 末男君

補欠選任

三塚 博君

浜田 幸一君

宮崎 茂一君

梶山 静六君

兒玉 末男君

補欠選任

三ッ林弥太郎君

菅波 茂君

小山 長規君

丹羽 兵助君

野坂 浩賢君

四月十六日

過剩米及び政府操作飼料の払下げ等に関する請願(池田順治君紹介)(第二七五〇号)

同外一件(田口一男君紹介)(第二七五一号)

同外一件(玉置一徳君紹介)(第二七五二号)

同(吉川久衛君紹介)(第二七七七号)

同外四件(田村元君紹介)(第二七八八号)

同外一件(瀬野栄次郎君紹介)(第二八二二二号)

同外三件(玉置一徳君紹介)(第二八二三号)

同(中澤茂一君紹介)(第二八二四号)

同外七件(久野忠治君紹介)(第二八七六号)

同外十件(福永一臣君紹介)(第二八七七号)

昭和四十八年生糸年度繭糸安定価格の引上げ等に関する請願外一件(小沢貞孝君紹介)(第二七五三三号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第二七五四号)

同(吉川久衛君紹介)(第二七五五号)

林業振興に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第二九二三号)

畜産振興と飼料対策に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第二九二四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付)

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案起草の件

農林水産業の振興に関する件(飼料問題)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

飼料問題について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 きょうは大田御出席でございますが、前々から当委員会においても非常に真剣な議論の行なわれてまいりましたえさの問題に関連をいたしまして、理事会等でも、緊急の手を打たなければならぬ、古々米の払い下げの安価供給の問題あるいは政府の操作飼料の安価供給の問題、そういう手を打つことによって、四月以降に当初予定をされておりました本年に入ってから三回目の大幅値上げはどうしても押えなければならぬというところで、寄り寄り協議されてまいりました。きょうの質問のあとでもそういう協議になるかと思うのでありますけれども、この機会に、その問題に関連をして、数点大臣にお伺いをしておきたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、古々米あるいは政府操作飼料について立法措置を講ずるというのは財政法九条の関連がございますし、同時にまた、直接的な問題としては食糧管理法の四条関係の問題、あるいはまた政府操作飼料の関連でいへば飼料需給安定法の関連、それぞれの問題について所要の改正を行なわなければならぬということに相なるわけでございます。

社会党といたしましても、四月以降のえさの値上げはどうしても押えなければならぬということ、特に古々米の問題について、法改正をするというふうな修正が必要であらうという素案についてはすでに早く決定をいたしました。与野党の話し合いの舞台にも持ち込んだ経緯がございます。そこで、四月以降のえさの大幅値上げを抑えるというところについては、大臣も本委員会を通じてぜひ緊急の手を打たたいという方針を明らかにされまして、そして全農等の四月以降の予定された値上げについても、緊急の手を打つから値上げはしないではない、こういう関連に相なっておりますかと思ひます。

そこで、まず農林大臣のほうから、法案の提案の構想、与野党でいろいろ話し合ひ中で、特に与党とは政府と野党の関係でお話をされ、検討されてきたと思ひますが、そういう点について簡潔に、どういった経過になっておるか、まず御答弁をお願いしたいと思います。

○櫻内國務大臣 飼料の緊急対策といたしまして

は、とりあえず上半期に集中的に古々米を放出する、こういうことで、その数量を五十万トンといふ、現に十萬トンをすでに放出しておるような次第でございまして、このあと四十万トンほど出す、また政府操作飼料、麦類につきまして二十万トン出そう、こういうことで推進してまいったのであります。ただいま御質問の御指摘のよう、四月以降三回目の価格引き上げを全農を中心として行われておりましたので、政府としては、それは影響が大きいということで、自由民主党のほうとも相談をいたし、また全農に呼びかけまして、値上げを見合わせてもらう、それには何らかの措置を講じなければならぬ、こういうことで、大体的に見るといたしまして古々米及び政府操作飼料関係を、現在の売り渡し価格の二分の一程度であれば何とか値上げをせずにいってもらえるのではないかと、こういうことで、本日に至つておるわけでございます。またその検討を全農のほうも了承されて、本日まで値上げをせずにおる次第でございますので、これらの話を基礎にいたしまして何らかの措置を講じなければならぬというのが現在の段階だと思ひます。

○角屋委員 畜産局長のほうにちよつと事務的な関係でお伺ひしたいのでありますが、いまのところ、いろいろ検討をした結果に基づいて四月六月に古々米あるいは政府操作飼料の緊急、集中的な放出というものが、数量的には大体どれくらいのものが予定をされておるか、お伺ひしたい。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。過剰米は、ただいま大臣が申し上げましたとおり四十万トンでございます。それから麦類につきましても、ラウンドで大臣が申し上げましたが、二十万一千トンでございます。その数量は大麦が十萬六千トン、配合用小麦が六万トン、専増産ふすま用小麦が三萬五千トンということに相なっております。

○角屋委員 そこで、いすゞ法案が、本委員会の理事会で合意されますれば、提案をされるわけでありまして、私も、古々米の払い下げの

問題の立法的措置について検討しました際にも、今日のえさの需給状況から見ますと、単に古々米、政府操作飼料の四月六月について安価供給の手を打つても、七月以降についてどうなるかという点については率直に言つて危険性が強いと思うのであります。したがつて、法案をつくる場合においても、かつて昭和二十七年のときに麦の安価供給をやりました、これは食糧法の附則で処理をした経緯があることと承知をしております。そのときには政令の定める期日までというふうな立法的手法を使いまして、政令で定める金額でこれを放出する、こういう食糧法の附則で昭和二十七年に麦の安価供給をしたことがございます。で、政府としては四月六月についての立法的措置ということを中心にお考えではないかというふうな判断をしておるわけでありまして、私も、私どもとしては、そこにやはりゆとりを持ちまして、政令の定める期日というふうな形にして、当面四月六月を考へるけれども、やはり飼料の需給状況、価格の安定の経過の状況というものを判断して、必要があれば七月以降についても手を打つという、そういう政治的配慮が必要ではないか、こういうふうなことも考へておるわけでございますが、それらの点について、今日までの検討としてはどういふ検討をなされてきたか、その点についても伺ひをしておきたいと思ひます。

○大河原(太)政府委員 先生の御質問なり御意見の点について、前提になります六月以降の見通し等につきましても、なお不可知な要素が多々ございすけれども、一応申し上げてみたいと思ひます。メイズ、マイロ等におきましては、御案内のとおり、米国における作付制限の解除というふうな措置がございまして、作付が大幅にふえるというふうな予想もございまして、国際相場は漸次低落してきているというのが実情でございます。

ただ、七月九月については、メーカ等の手当てを見ますと、相場が安い価格で手当てが終わつていない、だいたい下がってきているけれども、終つていないというふうな実情でございます。

この上の値上げ要因は、いまのところ見られないけれども、大幅に下がるというふうな見通しをたていままうちに持つことはできないという点でございます。

それから、今回の配合飼料価格の値上がり、大きな要因になりましたのは、先生御案内のとおり、魚粉ないし大豆がございまして、魚粉については、四月九日から御案内のようにペルーのアンチボーの解禁がございました。これについてはや情報も区々でございまして、平年度の約七割ないし八割というふうな情報も入っておりますが、魚体が小さいとかいろいろな模様でございます。で、なお今後この点の国際的な魚粉の需給については見きわめる必要があるというふうな考へております。

次に、一―三月の値上げがございましたが、四月の値上げをせざるを得ないような大きな要因となつたのは大豆がございまして、これにつきましては、米国の需給その他から見ますと、次第に下降するのではないかと、大方の見方でございます。また国内におきましても、御案内のとおり、製油メーカが食用油と結合して大豆かすの生産を行なうわけでございますが、食用油の市況が相当よくなつてきているというふうな事情から、大豆かすへの割り掛けと申しますか、これが減少するといふことが期待されるのではないかと、いう要因もあるわけでございます。

それ以外に、御案内のように、変動相場制の影響に伴うメーカ、これが先物予約等を中心にして、必ずしも変動相場制で二百六十五円なり二百六十円に移行した場合にも、輸入の原料について全面的に効果が四月六月にはないで、なかつたわけでございますが、七月以降はその効果が相当きいてくるだろうというふうな状態でございます。で、なおそれらの要因がからまつておりますので、ここで直ちに断定的にその水準がどうなるかといふことについては申し上げることは差し控へたいと思ひますが、これ以上四月から上がる要因というの、現在のところわれわれとしては見られない

いのではないかと、きわめてざつぱくでございます。恐縮でございますが、需給関係から見た見通しでございます。

○角屋委員 これはいろいろな関係で新年度の予算が伸びた経過になりました、できれば、やはり四月の早々にも緊急立法をやらなければならぬというの、与野党の気持ちであつたと思つたのであります。与野党のほうでは、昭和四十八年度の予算が成立するまでは待つてほしいというふうなやり、予算の補正要因との関連の御意見もございまして、予算の終わつた時点ですみやかに手を打つということに相なつた経過がございまして、ここで立法措置を講ずる場合に、四月一日に遡及して問題をどう判断をするのか。法律施行が若干遅れるわけでありまして、その辺についての検討は、どういふふうに政府としてはしてこられたのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。立法を検討いたした、国会を通過していただいた場合の政府の措置といたしましては、やはり施行日から、四月六日降から三月月なら三月月という間にその数量と安売りというところで対処するの、がしかるべきかというふうな判断をしております。施行日から三月月間というふうな考へております。

○角屋委員 そこで、大臣に重ねてさっきの四月六月問題と七月以降の問題でお尋ねしたのであります。私は、こゝのえさの需給状況全体から見ますれば、いま畜産局長の御答弁のように、法律的な手として施行日から三月月なら三月月という見当のようでありまして、その後にはやはりえさの値上げを押えるために必要な手を打たなければならぬというゆとりがないと、かりに三月月なら三月月という立法で処理をする場合には、必ずその後の問題の危険性を考へなければならぬ。そういう場合に対する考へ方としては、大臣はどう対処されるお考へでございますか。

○横内閣内大臣 先ほど局長のほうから御説明を

申し上げさせましたように、アメリカの作付の状況、ペルーの魚粉の原料になるアンチポビーの魚獲の状況等いろいろな要因を考えまして、今回の措置を三カ月間に限定をいたしました以後の模様というものは、飼料に値上げ要因をたらすとは現在判断をしておらないわけでありました。

今回の措置はあくまでも三カ月間の緊急やむを得ざる措置としてお願いをする、あるいは法案をお考えいただくことが適当ではないか、こういう判断に立っておるわけでありました。これは古々米とはいわぬが、実際価格の価格で放出をする、あるいは操作飼料についても同様でございます。その、そういうことを考えますときに、全般的な国民の理解を得る上におきまして真に緊急やむを得ざる措置である、こういう基本的な考えの上で立っておるということを申し上げておきたいと思ひます。

○農林委員 それで、四月から六月にかけて古々米四十万トン放出する。あと古々米の関係については、自後のえき対策として、さらにその後放出するゆとりは数量的にはどの程度あると見当をつけておられますか。古々米の関係はたしか百十九万トン程度かと思うのでありますけれども、その辺のところは、いわゆる三カ月の放出以降のえきに振り向けられる可能性のある分というのは、大体どのぐらいのものを御検討でございましょうか。

○農内閣大臣 ただいま御指摘の四十八年度における古々米としては百十九万トン、その中で飼料用に該当するものは六十四万一千トンでございますが、十四万トンほどは場合によっては食糧に回さなければならぬという前提に立っておりまゝるので、純粋の飼料用としては五十万トンというに相なりまして、すでに十萬トン使っておりまゝるので、今回の措置をとったあと、この年度中におきましては、飼料用に向ける古々米はまずないと御判断願つてよいと思ひます。

○角屋委員 ことしのようなえきさの非常に困難な条件を考えてみますと、えきさの関係について、

いは、飼料の自給対策というものを積極的に進めて、えきさの海外依存主義から脱却をなさなならぬというのが、畜産農家のみならず農政を考へるわれわれの一致した共感ではないかというふうな思ひでございます。農業団体の関係におきましても、やはりえきさの自給については休耕田の活用等も含めて積極的に考えていかねばならぬという機運にあるかと判断をいたしております。同時にその場合には、この際誘引水として増産奨励金の積極的な手も打つてもらいたいというふうな強い要請等もあるわけですが、来年以降というのではなしに、ことしのこういう深刻な事態からして、本年度の積極的なえきさの自給対策について、当初考へておつたよりも新たな構想も含めて具体的にどういう手を打とうとするのか。その辺のところについて御答弁を願つておきたいと思ひます。

○農内閣大臣 かねてお願いをいたし、また申し上げておるところでございますが、とりあえずは、米の生産調整に伴います休耕作の場合にできる限り転作を奨励してまいりたい、そしてその転作については特に飼料について配慮をしまいたい、こういうことで臨んでおるわけでございまして、また草地についての公共事業費百五十億円などもお願いをしておるわけでございまして、いまお話しのとおり、できる限り国内における飼料の自給度を高めようというところは、今回の経験にかんがみするまでもなく、当然必要なこととございまして、私も就任以来これからの生産、需給の展望、生産指標をどうするかというときに、昨年の十月のその「試案」に対し、できればこれにもう一つ飼料の自給度ももっと上がるように進めることが自分としての希望だということを申し上げてまいつたわけで、ただいまの御質問の御趣旨を体して、飼料の自給率を高めるように努力をいたしたいと思ひます。

○角屋委員 申し合わせの時間の関係もありますので、私は一応この程度にいたしたいと思ひますけれども、立法の問題としては、放出の数量あるいは価格問題、あるいはそういう手を打つた以降

におけるえきさの値上げを食い止めるための自後措置というふうな問題については、畜産農家、関係団体の要請に十分こたえるようなきめこまかい手を考へてもらいたいということ、さらに、先ほども触れましたように、この際えきさの海外依存主義から脱却をして、積極的な飼料の自給対策を本年度から次々手を打つて進めていくという点について、農林省としても最近いろいろな問題で評判を落としておりました、われわれ、昔、籾を置いておつた関係者の一人としてはまことに残念な最近の事態だと思つております。これはえきさの問題だけに限りませんけれども、本委員会でも議論されておる各般の問題も含めて、農林省としては名譽挽回の気持ちをもつて、当面の農政転換のための手を積極的に打つてもらいたいということ、強く希望を申し上げておきまして、私の質問を終ります。

○佐々木委員長 中川利三郎君。
○中川(利)委員 いま角屋さんからいろいろ話がありましてので重複を避けて申し上げますが、一つは、この前私が問題に出しました古々米の放出について、そのワケ外米の台つき米についてはどのように御検討になったか、つまり台つき米をこの際別ワケとして払い下げる御用意があるかどうか、お伺いいたします。

○農内閣大臣 たいへん恐縮でございますが、私も政府委員のほうも、古々米とそれから何米でございましょうか……。
○中川(利)委員 台つき米と称しまして、いま農協のどここの倉庫にもありますが、一番下になつてゐる、つまり床についてゐる米です。これはどういう役にも立たないで、どの農協も非常に困つてゐる。こういうものは別のワケとして払い下げていただくということになればたいへんありがたいということですが。

○農内閣大臣 では、政府委員のほうから答へさせます。
○森田委員 倉庫の中にそういうものがあることは事実でございます。それは一応政府の所有のお

米の中にございまして、それにつきましては、そのつど——もちろん御趣旨のようなことで使えますれば、そういうことで放出をするということも考へてまいりたいと思ひます。
○中川(利)委員 いま台つき米と言ひましたら、大臣も知らなかった。いまの御答弁の方も必ずしもよく承知しておらないように見受けられますが、このことについてはこの前私は質問しているわけですが、その際も皆さんは検討する、こういう約束があるわけでありまして、いまごろになつて、そういう状態があれば考へたいなんというところ、どうかしてゐると思つてゐるのですが、もう一回御答弁をお願いいたします。

○農内閣大臣 たぶん私はそのとき不在だつたと思つております。まことに恐縮でございますが、初めて台つき米のお話を承りました。食糧庁のほうで当時聞いておる者が当然あるべきこととございまして、さうさく先生のそういう御意見についてどういふふうに調査したかよく調べて、私からあらためてお答えいたします。

○中川(利)委員 私は、今回の緊急放出につきまして、末端の実需者へ安く渡せるといふことが大事だと思つておるわけですが、せっかく放出いたしましたとしても、行き先はメーカーなわけですね。メーカーはほかの原料と配合して、濃厚飼料、配合飼料をつくるわけですね。製品となりますと、一応は政府の規制外となるわけですね。このようないへんな税金を支出して放出するわけでありまして、価格面においてどのように実需者に安くそれが渡るといふ道筋についての政府の具体的な方途、こういうものがどういふふうにか考へられてゐるか、お伺いしたいと思つてゐる。

○大河原(水)政府委員 お答え申し上げます。当然政府の大きな財政負担に伴う緊急措置でございまして、畜産農家の負担軽減という趣旨で放出された場合にございまして、その製品としての配合飼料が末端に所期の効果をあげて渡るといふことが、先生御指摘のとおりのことだと思ひます。

これにつきましては、当然売渡しを受けた者あるいは団体が多めて受けて、全農をはじめ個々のメーカーに渡るわけですが、その場合においては、それぞれのメーカーにその払い下げを受けた原料に基づく配合飼料の配合率なりその他のものを当然報告させる、売り渡しを受けた数量に基づいて製造される配合飼料の製品の数量も当然報告させる、あるいはその産出し数量も報告させる、しかも工場建て値等を公表するということで、これは単に中央段階だけではなくて、配合飼料は先生御案内のとおり銘柄が多々ございますが、その原料の売り渡しを受けて製造したメーカーのそれぞれの銘柄についての工場建て値というものを公表するとともに、都道府県その他を通じて末端の実需者にもこれを周知させるというような、国の指導とそのような措置によりまして、適切な所期の効果をあげるようにつとめたいというのがあれでございますし、当然また法令等に、それを担保いたします政府の責任が果たし得るような報告徴収権とか検査権限等も与えられるものというふうに思っております。

○中川(利)委員 商社系のメーカーは七十社くらいあるといわれていますね。そうすると、この各社でそれぞれのいまのわずかの配分量の中からばらばらと配られていく。それが実需者に渡る際の価格の安定あるいは飼料価格全体の安定にどれだけの役に立つかということになると、非常に心もとない状態だと思ふのです。そういう意味からして、たとえば全農がいまの価格安定に果たした役割りなんかを評価すれば、あつちにもこちにもということになしに、全農一本これを出してやるという考えはないのかどうか、ひとつ伺いします。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。確かに配合飼料のメーカーは、中小のものを合わせると七十社程度になりますが、全農が全体のシェアの四割を持っておりますし、そのほかメーカー系も上位の八社で全体の四割ぐらい、お

おむね八割でございます。したがって、この全農をはじめとするメーカーの原料の売り渡し、この原料に基づいて生産いたしました配合飼料の製造量、価格、蔵出し数量というようなものを押えますれば、先生御懸念のような事態はないというふうにわれわれは判断いたしております。なお、おむねそれぞれメーカーが競争関係にございまして、全農を含めた上位の九企業の価格によつてすべて据え置きが引きずられるというふうにわれわれは判断いたしております。

○中川(利)委員 そうしますと、飼料メーカーでは、先ほど言いましたように、配合して売ります。その配合した段階では一般の配合飼料として売られると思うのです。そこで、この中にはたして政府の緊急放分が含んでいるのかどうかという判断をする基準がないわけですか。いまだと成分表示ですか。ですからこれに対しては当然原料の配合率を明らかにせよという配慮がなければならぬと思うのですけれども、あとはそれ以外に区分がつかないじゃないですか。そこら辺についてどういうふうな考えているか、お伺いします。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。メーカーによつては畜種別にそれぞれ配合飼料がございまして、おむねこの払い下げ期間におきます各メーカーの配合飼料はすべて、先生御案内のとおり、麦は政府の専管物資でございますので、政府の放分物資以外では配合原料が入りません。それからマイロ等にかかります古々米を材料としたしまして製造するわけでございます。金く同じ銘柄のもので政府の放分を受けないものが生産されるというふうなことは、この期間はずなないのじゃないかというふうに考えております。そのメーカーの建て値なり売り渡し価格が、三月水準より本措置を講じた後に値上げが行なわれるかどうかという点を確認いたしますれば、その効果は達成されるのではないかとこのように考えております。

○中川(利)委員 この前も言いましたけれども、

いま配合率の問題が最大のネックになっておる。いま成分表示だけでよろしいということがこの前からも問題になっておりますが、原料の配合率を明らかにするということは何かにとらなにかたくなに拒否している。こういうふうにも見えるわけでありまして、農民が安心して自分の買う飼料を選択できるために、原料の配合率をあわせて表示するということをやらないと、特に今回の場合はそういう政府の放分があるわけでありまして、やはりそういう点を明らかにする必要があると思ひますが、こういうことについて重ねて伺ひします。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。ことさらに原料表示を避けるというようなことでわれわれも従来指導を行なつておるわけではございませんが、主原料以外にも配合飼料は二十種類以上の副原料等がございまして、それらの副原料は、そのときどきの市況によりましてメーカーが原料手当てを変えて、配合率が変わるというような点もいろいろございまして、ある期間画一的に、コンスタントに原料を表示することは必ずしも実際のではないというふうなこともございまして、成分表示という点を今日とていっているわけでございます。

○中川(利)委員 必ずしも実際のじゃないと言ふけれども、必ずしも実際のじゃないと言ふことは、あなたの方で成分表示しかやらないというから、成分表示の中で物を買ふというところで方向づけられていくからであつて、ほんとうに農民が選択してどの飼料が自分の牛にはいいか、豚にはいいかということになりますと、原料のそういう配合率があるからなつたほうがより望ましいというところは当然だと思ふのです。そういう点についてひとつお答えをいただきたいと思ふわけですが、時間の関係もありましたから次に移りますが、あとで一緒に答えていただきます。

安定基金のことですが、いま商社にも新しく安定基金ができる、こういうことを言っておりますが、全農の安定基金と商社の安定基金に対して皆

さん方同じような金額の出資をなさつていらつしやる。しかし、この評価について、当然別になければならぬのじゃないかというふうに考えますが、全農と商社についての皆さん方の考え方と評価をひとつ伺ひたいと思ふのです。

○大河原(太)政府委員 御案内のとおり、全農系なり商社系について、いずれの系統から配合飼料を購入するかというところは、農家の自主的な判断にまかされておるわけでございます。こういうことを公式的に申し上げてまことに恐縮でございますが、メーカーによつて配合飼料の銘柄がある特殊性を持つておつて、農家もこれを積極的に選択するようないふことでございまして、したがって、農家のサイドから、その実質的な値下げ効果を及ぼす安定基金に対する助成という場合には、その助成の程度は区別すべきではないというふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 同じ安定基金といひしても、全農の場合は飼料を買ふそのものの中に安定基金の会費といひますが、そういうものが含まれておるわけですね。ところが、商社の場合の価格を見ますと、差額補てんなんです。今後値段が上がるであらうという状況を見越していまの安定基金がつくられておる。したがって、メーカーとしては全くふところ痛まないというこが出来る。私は思ふのです。同じ安定基金といふても全農とは性格が全く違ふのだということですね。もう一つは、出資者の資格を見ますと、全農の場合は、飼料を買ふそのまゝ資格がある、会員になるわけですね。そういう点では平等に恩恵を受けることになるけれども、商社の場合には出資が一口十万円なんです。鶏は五千羽以上、豚は五百頭以上、牛は百頭以上、つまり大規模経営の連中ではないと入れない、こういう問題が明らかになつておるのです。そういう商社というものの、つまり資本主義社会の中の商社と、全農というものの性格からくる差異が明らかにあると思ふので、そういう面ではどちらが一億五千万出資したから公平という

ことにはならないと思うのだが、こういう点についてもう一回御返事をいただきたいと思ひます。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げますが、ただいま先生がおっしゃいました構成、掛け金の取り方とか等については、われわれの承知している限りそのような特に大きな差はない、たてまえとしての差はないというふうに判断しております。また、メーカー系の場合には比較的専門的な大規模な養鶏家とか養豚家というようなものが飼料を購入してゐる。したがって、基金加入の場合にもある程度大きなものが結果的に入るといふことになるかと思ひますけれども、われわれも商系の基金を認可する際におきましてその点については十分配慮したつもりでございますが、先生御懸念の向きがございしますれば、せつかくの農家のための制度でございしますので、なお検討いたしたいというふうに考えております。

○中川(利)委員 最後ですが、質問ではありませんが、今回の異常な飼料価格の高騰、これを山火事にとすれば大火事になっているわけですが、これを消すためには普通の消防ポンプでは間に合わない。そういう点で、単に価格騰貴を防ぐというだけではなくて、もっと安くしていくという前向きな積極的な姿勢が政府として望まれるし、そういう面では、先ほど社会党の角屋さんが言ったように、基本的には需給の問題がありましようけれども、たとえばいま五十万トンだ、しかし全体として百万トンというものはあるわけですね。そういう点では、そこから何ほか分けてやる、そういうふうな配慮を強く望みたいと思ひます。

質問の時間が来ましたから、これでやめます。

○佐々木委員 瀬野次郎君。
○瀬野委員 飼料や米穀等の売り渡し価格についての時限立法が間もなく提出されるということ、かねがねから畜産農家は各団体等も強い要求をしておたわけでありまして、この立法の前に農林大臣に若干の質問をしておきたいというふうに思ひます。

もちろん今回の立法措置は四月一六月の時限立

法ということになっておりますが、先ほどから説明がございましたように、今回昭和四十五年以前に産米すなわち古々米に対する四十万トンの払い下げ、政府操作飼料として麦等二十万一千トンの払い下げということでございますが、当初農業者団体やわれわれが古々米五十万トン、政府操作飼料二十五万トンを払い下げてほしいということ強く要求してまいりましたけれども、この辺の差は政府ではどういふふうに検討されてきめられたのか、その辺のところから御説明いただきたいと思ひます。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げますが、先生御案内のように、三月当初時点で緊急対策を立てました際は、まず物の量の面からの需給緩和ということ、三月一六月にかけて古々米を五十万トン、それから政府操作麦類を二十六万トンというところでございまして、三月中から売り出した残り四月から六月分について四十万トンを予定したように、四十万トンを予定するといふふうに申し上げたわけでございます。

○瀬野委員 大臣にお尋ねしますけれども、今回の払い下げは正規の価格の二分の一以下で政府側から売り渡すということ、検討を進めておられるわけでありまして、また、われわれも飼料の値上がり等を見ましたときに、最近二分の一、または二分の一よりもずっと安い値段段でいふふうに期待をしておるわけでありまして、政府側としても二分の一以下といふことを言われておりますが、以下といふことは、現在の価格から半値よりもずっと安い三分の一くらいの価格でこれを払い下げることがあり得るといふふうに解しておられるか、その点の關係はどういふふうに考えておられるか。すなわち財政措置も七十億円の財政措置をするといふことでございしますので、そういう点からいろいろ見ましたときに、おおよそ見当がつくのでありますけれども、その辺についてどういふお考えであるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 緊急措置をとりましたときのモデル計算がございします。そのモデル計算の場合を基準にいたしまして、現行価格の二万一千六百五十円に対して二分の一とする考えに立つておるわけでございます。二分の一以内ではなく、はつきり二分の一とお願ひするのが適當ではないか。それによつて値上げをせずに十分カバーできるといふように計算がモデル計算で出たわけでございます。

○瀬野委員 農林大臣、そうしますと、モデル計算ではつきり二万一千六百五十円の二分の一、こいういふことであるが、それでは、以下でなくて二分の一と、こいういふようにはつきりなるわけでございますね。そういうふうに理解していいですか。

○櫻内閣務大臣 古々米にいたしましては政府払い下げ飼料にいたしましては、はつきり二分の一といたす考えでございます。

○瀬野委員 政令等いろいろな最終的にはきめられることだと思ひますけれども、飼料の値上りは流動的であり、二分の一ときめておいたのでは、飼料の値上りがいろいろ影響があるといふ場合に、以下でやらなければならぬ場合も起きると私は思ひますが、その点は十分政府としても配慮して対策をとっていただきたい、かように思ひます。

そこで、今回の処置によつて——飼料は、輸入原料の値上がり等で、一月ないし三月には値上りが若干減つたわけですが、四月にもトン当たり四千二百円の値上りが予定されております。全農のほうでは値上りがこれで防止できるが、こいういふ話があつたといふふうに聞いておりますが、こいういふことで値上りの防止は六月までは十分できる、こいういふふうに自信を持っておられるか、その点大臣から伺ひたいのです。

○櫻内閣務大臣 全農は、私どもの考え、また皆さま方のいろいろな御意向を体して、値上げをストップしておるわけでございます。そして、今回の措置によつて全農の四千二百円の値上げはやめて

もらうことができると確信しておる次第でございます。

○瀬野委員 農林大臣が決算委員会に出席だそうでございますので、もう一問だけ大臣にぜひ聞いておきたいことをお聞きして、あとは当局にお聞きすることになります。大臣にぜひお聞きしたいことは、今回の処置で三月ないし六月の値上りが防止は、いまま答弁があつたように、一応できる。そして、いろいろ対策ができるとしても、実は七月以降の今度の飼料値上りがその他についてはまたたいへんじゃないかと思ひますが、その辺の見通し等については、もうすぐによつてくるわけですが、大臣は七月以降の問題についてはどのようにお考えになるか、その点についての御見解を承りたい。

○櫻内閣務大臣 先ほど局長が需給事情を一応御説明申し上げまして、また私は、それに対してさらに裏づけとして、現在、それらの事情を検討の結果が、とりあえずこの四月一六月の緊急措置をやるということ、その後の事態につきましましては、現在値上げをする必要性を、いまのいろいろなデータからは、考えておらないことを申し上げた次第でございます。

○瀬野委員 では、農林大臣、けっこうです。畜産局長、今度の古々米の払い下げで配合飼料に対する混合歩合はどういふようにお考えでありますか。

○大河原(本)政府委員 各メーカーの四十万トンの放出によりまして代替する予定計画を、われわれ値上げ抑制のために、現在逐一とっておりまして、それによりまして、古々米の配合率が五%から約九%程度に上がつて、その後、輸入価格が非常に上がつておりますマイロに置きかわるといふ關係に相なつておるわけでございます。

○瀬野委員 配合飼料なんかにはせいぜい古々米は一〇%から多くても一ないし一二%くらいだろうといふこともいわれております。四月から六月までの間にこの四十万トン全部使うわけではないと思ひますが、もちろんこれは七月以降にも

ずつと使うということにもなるというふうな理解するわけですが、これをまぜた場合には、三カ月間にそんなに大量に使うという事は、たいへん古米の材料が多くなりますので、飼料がだんごみになるわけですから問題だと思ふのです。そういう関係です。これは七月以降にも使っていくということになると思いますが、その混合歩合は七月以降、今度の払い下げの問題については、何%、どのくらいの量でどのくらいの期間混合していくというふうに想定されておられるのか、その点を説明願いたいというわけです。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げますが、先生御案内のように、過剰米が飼料用として相当予定されてございまして、昨年、一昨年にございしても、年間百万トン以上の古米がマイロに代替して配合飼料用になったわけでありまして、四十万トンは第一、四半期の配合飼料製造用として十分使い切るといふふうにわれわれ予定して今回の措置もとったわけでありまして。

○瀬野委員 ですから、配合飼料に古米は普通一般の考え方として何%くらいまぜるのですか。まさか配合飼料に半分まぜるわけではないと思うのですが、どうして質問の言うことがわからぬのかね。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げます。先生御懸念の向きもございまして、配合飼料原料につきましては、配合率には一つの限界がそれぞれ原料についてございまして、先ほど私、約九%と申し上げましたが、全体の配合飼料の第一、四半期の製造量というもののからの配合割合を見ますと、四十万トン約九・六%ということになりまして、それぞれ関係者からの話を総合いたしましたとしても、この程度であればその限界ではないというふうに承知しております。

○瀬野委員 その点はまたいずれ時間をとって議論するにしまして、もう一、二点簡単に聞きますが、先ほどペルーのアンチモビーの話がありましたが、これがまた重大な影響を及ぼすわけですが、ペルーのアンチモビーは、ことしは海流の関係または海の結氷等の関係で、三月一日解禁

が四月になるということ、最近では魚群の密度が薄いということが問題になっていまして、それに加えてヨーロッパですでに八十万トンの契約をしておる。いわゆる先買いの契約も日本にいくということ、とれてもはたしてこれが日本にいくかどうか問題だということ、私は現地のほうの見通しはどうなんですか。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げます。先ほど角屋先生の御質問にもお答えいたしましたわけですが、今回の配合飼料価格の値上げの大きな要因となりまして魚粉につきましましては、先生のたゞいまのお話のように、三月の解禁が、試験操業の結果や魚体が小さいというようなことがございまして、四月七日に解禁をされたわけでございます。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

その漁獲量につきましては、二、三の方面からわれわれが徴しておるところで、若干数字等が違いますが、年間の七割から八割というふうな数字も得てございまして、魚体が小さいというふうな報告を受けてございまして、今後どの程度の漁獲量が確保できるかという点については、しばらく推移を見守る必要があるというものが大かたの専門家の判断でございまして、また先生御指摘のヨーロッパの八十万トンの手当てという点については、私も初めて聴取する数字でございまして、昨年のにわかな原料価格の暴騰という例がございまして、全農を含めて飼料メーカーの関係筋におきましては、その手当て等については早期に確定にということで現在努力中でございますが、御指摘もございまして、その点については最善の努力を尽くしたいというふうに考えております。

○瀬野委員 飼料が値上がりしますと、御存じのように、豚肉、牛肉あるいは鶏卵というように、次々に消費者にたいへんな迷惑をかけるような値上がりが出てくるわけで、重大な関心が持たれておるところであります。

御存じのように、農林省として現在外国の公館には農務官もおりますが、商社のほうの情報は早くて、農林省のほうの情報はおそい。いつも後手後手で、そうしたいろいろな結氷の関係、あるいは解禁の関係、漁獲高の関係、あるいは作付の関係、作柄の関係、こういったものの情報がおそいために、いつも商品投機に因んでいるというふうな重大な原因があるわけで、十分今後の推移を見て、こういった農務官を奮励し、調査を進められて、先手先手でやっつけていかないと、七月以降のまた飼料値上げということ、たいへんな問題になっていくのではないかと、いふふうに思いますので、十分その点は対処していただきたい、かように思います。

最後に、今回の古米あるいは古々米の政府操作飼料の表等の放出について、米穀等の売り渡しを受けた者等が適正にこれを処置するということについてはどういふふうなされておるか。それと、これには十分な検査体制がないと、先日秋田県等ではいわゆる配給米をまた逆戻りして、しかもまたこれを売ったというふうな問題があったり、いろいろ世間に迷惑をかけてたいへんなことになりかねない。その点は十分監督指導をしてもいいかと思うのですが、その点の配慮についてどう考えておられるか、最後に御答弁いただきたい、かように思います。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げますが、大きな財政負担を伴いまして、安価に政府が放出する、そういうような法的措置をとっていただく場合には、当然それを担保する検査とか報告とか、それぞれわれわれ行政の立場のものが責任を果たし得るような裏づけも与えていただけるといふふうに判断しておるわけですが、先ほど御質問にお答え申し上げましたとおり、売り渡しを受けた者が、その売り渡しを受けた政府原料材料について、いかなる配合率で配合飼料を生産し、いかなる数量を生産し、いかなる輸出をし、いかなる価格で工場建て値を立てているかというふうなことは、われわれが逐一報告を得る

ことはもちろんでございますし、必要に応じては工場等に立ち入り検査をいたしてその実態を確かめる、またその建て値等を公表することによりまして、現実の効果があらわれているかどうかを確認したいというふうな万般の措置を講じまして、先生御懸念の向きについては、万々ないようにつとめたいというふうに思っております。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

○瀬野委員 以上で終わります。

○佐々木委員長 神田大作君。

○神田委員 今回の古々米の払い下げの問題につきましましては、このような異常な飼料の不足あるいは畜産物の値上げ、これらに対して緊急に対策をとるべきであるというところを、われわれはもうすでにか月前から政府当局に関係者とともに強く要望したにもかかわらず、今日までこれを行なわない。私が国会の予算委員会におきましても、農林大臣にきびしくこの点を申し上げ、すみやかにこれを実行すべきである、そうしなければ日本の畜産行政は危機に瀕するであろうことを言ったにもかかわらず、今日まで遅延させた理由あるいはそれに対して農林当局としてはいかなる責任をとるのか、これをまずお尋ね申し上げます。

○中尾政府委員 先生の御指摘のとおり、この問題はいささか手ぎわな点も当局としても十分に反省しておる点でございまして、申しわけなく思っております。

飼料が値上がりしたということは、飼料問題のみならず、昨年来ありとあらゆる問題にこれが波及しておったわけでございまして、しかも私どもの目算し得なかつた、先ほどの瀬野先生のおことばの中にもございまして、ような国際事情の需給関係等もこれまたからみ合せて、私どもの予期せざる問題も起こってきたわけでございまして、そういう点も十分にいかにも反省をし、前向きに考慮して解決していかなければならぬ問題だ、含めまして責任を感じておる次第でございまして。

○神田委員 こういうような緊急な問題について、

ともすれば政府の政策はいつでも手おくれ、そのためにまた混乱を起こすというようなことを繰り返してある。これはもう、えさが足らぬとか、あるいは畜産行政を振興するための対策としては、一年も二年も前に、世界の食糧事情等から見まして、これはわかつておるわけです。それにもかかわらず、これらに対する対策を怠っておるというやうな官僚的な仕事、これは今後許せないと思うのです。こういう問題につきましては、もっと真剣に、實際養豚、養鶏あるいは酪農等をやっておるこれらの畜産者の意思は十分わかつておるはずでありますから、その点についてもっとすみやかなる対策を講ずべきである、こう考える。

それと同時に、どのような方法でこの古々米の払い下げあるいはまたその他大麦、小麦等の払い下げを行なうのか、その点をお尋ね申し上げます。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。先生御案内のとおり、従来も古々米なりあるいは政府操作飼料については、実需者団体、全農系なりあるいは商系メーカーの協同体でございます組合あるいは酪農団体というやうなそれぞれの団体を通じましてメーカーに払い下げておるわけでございます。今回もそのルートについては同様の措置をとりたいというふうに考えております。

○神田委員 いままでにおいても、この古々米の払い下げが飼料用として払い下げたにもかかわらずこれが食糧として混入されて、悪徳業者といつては語弊があるかもしれませんが、そういう業者もあるわけです。そういう業者が飯米として売り渡すというやうな実例もあつたわけです。これらに対して厳重な監督と、そのやうな不正が行なわれないやうな措置をとるべきであると思ひます。これに対してはどのように考えられますか。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。先生御案内のとおり、古々米につきましては、精麦工場等におきまして庄べん、挽砕等の措置を講じた上で配合飼料メーカーに渡るといふたてまえに從來もなつておりました。その点については今回は非常に財政負担を伴つた低価格で放出する

わけでございますので、御懸念の横流れ防止については一段と、先ほどおる申し上げましたとおりの方法によりまして確保したいというふうに考えております。

○神田委員 時間がありませんから最後にお尋ねしますが、飼料に対する抜本的対策を立てるというところを再三農林大臣もまた政府当局も申しておる。抜本的対策をやるといふのは、休耕地に對して大麦、小麦をつくらせるとかあるいはトウモロコシを増産させるとか、休耕地を遊ばせないで、そういうやうな作物をたくさんとらせるといふやうなことを繰り返して言つておるやうであります。が、實際は年々大麦にしても小麦にしてもトウモロコシにしても、国内生産は非常に激減しているのです。この現実をどうして打開していくのか、これに對して具体的な対策を私は示してもらいたい。ただつくれ、つくれといったところで、引き合はないのでありますからつくるわけがない。それに対して奨励金の場合においてこれに引き合うやうな価格助成をするなり、あるいは飼料作物をつくつた者に対しては租税対策等においても考慮するなり、具体的な対策を示してやる。ただ前進します、前進しますでは、この日本の畜産飼料問題は解決できない。こういう抜本的対策につきまして、どのような考えを持たれるか、お尋ねします。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。濃厚飼料の穀物につきましては、この自給をはかるという点については、早急に進めなければならぬ一面、各種の困難な問題があることもいまままで申し上げたところでございますが、稲作転換等と関連いたしまして、五年間二十万ヘクタールの飼料作物を導入するというところで現在進めておるわけでございます。四十八年度は十二万ヘクタールまで伸ばしたいというところで、この施策を達成したというところが第一点でございます。それから第二点は、この点については施策にもかかわらず面積が減つておるといふやうな点もございまして、表を休耕した場合に、裏、前の秋の

作付に麦をまいた場合には、その休耕は転作相当分になるやうに五千円の転換奨励金を出しておるというのが現状でございます。

現在の施策としてはそのやうな施策を一面進めておるのでございますが、御案内のとおり、濃厚飼料につきましては、労働力事情等内外の生産性の格差が非常に大きいというやうな点で、集団的な機械化による作付体系を早急に確立しない限り、先生ただいま御指摘の事情があると思ひまして、飼料穀物の実験事業というやうな点で、現在全国十数カ所に機械化体系による大型の作付体系の確立という点で実験事業を行なつております。が、これらの成果を見ました上で、裏作麦等を中心として濃厚飼料源を国内でどう確保するかという点について施策を進めなければならぬというふうに思つております。

○神田委員 世界的な飼料の不足、食糧の不足が伝えられております。これに對しても私は備蓄対策も考えなければならぬ。幸い古々米があつたからある程度の救いはなつたけれども、今後この飼料に對しまして、備蓄のことにつきましてもっと真剣な考慮を払うと同時に、いまお答えになりましたやうな、そういうただおさなりの対策ではこれは切り抜けられないと思ひます。私はもっと緻密な、具体的な対策を資料として今度委員会に提出してもらいたい。今後の飼料対策をどうするかという農林省自体の資料を具体的に示してもらいたいと思ひます。

と同時に、私は最後に委員長に一言申し上げますが、こういう委員会の運営で時間で制限されることはやむを得ません。しかし、大臣がいる場合には、きょうはやむを得ないと私は承認しましたけれども、各党に大臣質問をさせて、民社党だけは大臣質問をさせないというやうな、こういう運営はなほだもつてけしからぬ話であります。きょうはやむを得ないと思ひますから、きょうは一刻も早くこれを上げたからがまんしたのですが、これから運営の責任者として委員長はその点を十分に配慮してもらいたいということを申し上げ

げまして、私の質問を終わります。

○佐々木委員長 この際、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先日米理事会におきまして御協議願つていたのでありますが、先刻の理事会におきまして協議がととのい、お手元に配付いたしておりますとの起草案を作成した次第でございます。

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案
飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律

（飼料用米穀の売渡価格の臨時特例）
第一条 当面における飼料の価格の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府は、食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）附則第六項の計画に基づいて売り渡す配合飼料の原料として使用される昭和四十五年以前に生産された米穀のうち政令で定める数量のものを、この法律の施行の日から三月以内に、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第四條第二項の規定にかかわらず、農林大臣の定める価格で、売り渡すものとする。

（輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡価格等の臨時特例）
第二条 当面における飼料の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府は、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三五十六号）第五條第一項の規定により売り渡す配合飼料の原料として使用される大麦及び小麦並びに配合飼料の原料として使用されるふすまを生産するための小麦のうち政令で定める数量のものを、この法律の施行の日から三月以内に、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、隨意契約により、か

つ農林大臣の定める価格で、売り渡すものとする。
(米穀等の売渡しを受けた者等の義務)

第三条 前二条の規定による米穀、大麦若しくは小麦の売渡しを受けた者又は当該売渡しに係る米穀、大麦若しくは小麦若しくは当該売渡しに係る小麦から生産されたふすま(以下「特定米穀等」という。)を譲り受けた者は、当該特定米穀等又は当該特定米穀等を原料として製造した配合飼料を適正な価格で譲り渡し、又は販売するようにしなければならない。

(立入検査)

第四条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、第一条又は第二条の規定による米穀、大麦若しくは小麦の売渡しを受けた者又は特定米穀等を譲り受けた者から、特定米穀等の譲渡数量及び譲渡価格、特定米穀等を原料として製造した配合飼料の販売数量及び販売価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、特定米穀等及び配合飼料に關し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第五条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

当面における飼料の価格の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府が配合飼料の原料用に売り渡す米穀、大麦及び小麦の売渡価格等につき特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴う食糧管理特別会計における負担の増加額は、おおむね六十七億円の見込みである。

○佐々木委員長 その内容につきまして便宜委員長から御説明申し上げます。

第一に、政府は、過剰米処理計画に基づいて売り渡す配合飼料用の米穀について、数量と時期を限定して、農林大臣の定める特別低廉な価格で、売り渡すことといたしております。

第二に、政府は、飼料需給安定法により売り渡す配合飼料用の大麦及び小麦等について、数量と時期を限定して、随意契約により、かつ農林大臣の定める特別低廉な価格で売り渡すことといたしております。

第三に、本法に基づいて米穀等の売り渡しを受けた者等は、当該米穀等または当該米穀等を原料として製造した配合飼料を適正な価格で譲り渡し、または販売するようにしなければならないこととするとともに、農林大臣は、これらの者から当該米穀等の譲渡数量及び譲渡価格、当該米穀等を原料として製造した配合飼料の販売数量及び販

売価格等に関し報告させ、または職員に立ち入り検査等をさせることができることとしたほか、必要な罰則規定を設けることといたしております。以上が、本案の提案の趣旨とおもな内容であります。

なお、詳細は内容につきまして、お手元の案文により御承知願いたいと存じます。本起草案について別に御発言もないようでありますので、この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。櫻内農林大臣。

○櫻内閣務大臣 飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に關する法律案については、その実施に伴い多額の財政負担を伴う等の点で問題があります。が、現下の飼料事情にかんがみ、やむを得ないものと考えます。

○佐々木委員長 おはかりいたします。お手元に配付いたしております飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に關する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○佐々木委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、本会議散会後再開することといたし、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後三時五十四分開議
○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。櫻内農林大臣。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

第一条 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。
(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法による営農改善資金の貸付資格の認定の状況、北海道及び南九州の畑作農業の現状等にかんがみ、当該認定の申請の期限を所要の期間延長して農業者の

経営の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内閣務大臣 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法は、北海道における寒冷がはなはだしい特定の畑作地域を寒冷地畑作振興地域として指定し、また、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法は、南九州における夏期における降雨量がきわめて多く、かつ、特殊な火山噴出物でおおわれている特定の畑作地域を南九州畑作振興地域として指定して、それぞれ、これらに地域内の農業者で営農改善計画を立て、これに基づいてその営農の改善をはかるうとする者に対し、農林漁業金融公庫が必要なる資金を貸し付けることにより、当該農業者の経営の安定をはかることを目的とするものであります。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法につきましては、昭和三十四年に法律が制定されて以来三回にわたる改正を経て、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法につきましては、昭和四十三年に制定されて、それぞれ今日に至っております。

これら二法に基づき農業者が資金の貸し付けを受けようとするときは、所要の資格認定を受けることとされておりますが、その申請の期限は、現行の規定によれば、両法ともに昭和四十八年三月三十一日となっているのであります。

しかしながら、最近における貸し付け資格の認定状況を見ますと、一般的農業情勢の変化のほか、たび重なる災害等により、認定農家戸数は予定の五〇〇程度にとどまっております。一方、北海道及び南九州における畑作農業経営の不安定性あるいは低収益性は、いまなお営農の改善を必要としており、今後とも、この資金の借り受けを希望する農家が多数残っているのであります。

したがって、これらの制度と並んで実施されてまいりました土地基盤整備事業の一その推進等関連諸施策の充実と相まって、これらの制度による営農改善資金の貸し付け資格の認定申請期限をさらに五カ年間延長して昭和五十二年三月三十一日とし、もって、北海道寒冷地畑作地帯及び南九州畑作地帯の農業の振興をはかってまいることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 まず第一点としてお尋ねをいたしますが、すでにこのマル寒法につきましては、あるいはマル南法につきましても、参議院において先議が行なわれ、附帯決議がつけられております。この附帯決議に基づきます大臣のこれからの両法案に取り組み考え方の具体的なものをひとつお示しいただきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 ただいま衆議院のほうで御審議をお願いするちょうど中間にあたりますので、参議院の御決議はちょうど中間にございまして、参議院の御決議は尊重して種々検討いたしたい。正直に申し上げまして、現在参議院の決議に基づいての将来における協議はまだいたしておりません。しかしながら、この決議に盛り込まれております事項は、一般的な事項も相当あるのでございまして、私といたしましては、せつかくの参議院の決議でございまして、いま御審議願っておりますこの案の成立いかんにかかわらず、この決議については尊重してまいりたいと思ひております。

○島田(琢)委員 今回の私の質問は、マル寒法に重点を置いての質問にいたしますし、わが党の兒玉委員がマル南法の関係を担当するということ

で、これからの質問を進めてまいりたいと考えております。いま大臣からお話がありました、これからの検討の中で、ぜひひとつこの法案が事実上実のあるものとして今後さらに一そう運用が円滑にいくようにしていただきたい、そういう趣旨を含めて、若干これから質問をいたしてまいりたい、こう考えております。

そこで、マル寒法は、すでに御案内のごとく、昭和三十三年に制定されて以来三度の改正を経て、さらに今回、期限に基づきまして五カ年間の延長を提案されているわけでありまして、そこで、先ほど提案理由の中にございましたように、いままでの、特に過去五カ年間にございまして実績等を踏まえて考えましたときに、その認定が予想よりも非常に低かった。こういう実績の上に立つて、この機会に十分反省が必要だと考えております。したがって、これからさらに五カ年間延長して進めていくこのマル寒法についての具体的な改正点などを御明示いただきたい、こういう趣旨で質問をしたわけでありまして、したがって、再度この法案の中におきますおまな改正点について具体的に示しをいただいた中で質問をしてまいりたいと考えておりますので、もう一度大臣の御答弁をお願いいたします。

○櫻内閣務大臣 今回お願いを申し上げておりますのは、いわば五年間の延長法でございまして、から、法案そのものの中では実体的な変化はないわけでございます。しかしながら、現在成立を見ました予算に関連をいたしました融資条件などの改定はいたすべく考えておるわけでございます。その点は局長のほうから御説明申し上げます。

○小沼政府委員 まず、マル寒法の資金の貸し付けを行ないます場合の融資条件の改善措置でございまして、四十八年度から次のように改定いたしますと考へております。

一つは、貸し付け限度額の引き上げでございます。現在、北海道の酪農地帯の経営では五百万円でございますが、それを六百万円、その他の経営につきましては、三百万円を四百万円というふ

うに考えております。また、融資率につきましては、現行一律八〇%でございますが、これを改正いたしまして、特認で九〇%、一般は八〇%、そういうふうに改善をしてまいりたいというふうに考えております。

○島田(琢)委員 北海道のマル寒指定地域におきまして気候的な、あるいは気温の上から見ても、過去五カ年間に限らず、この法律が発足して以来ほとんど変化のない状態の中で推移をいたしております。特に重要な算定基礎になります積算温度につきましては、この指定地域の中心になります地帯における温度というものが、二千五百前後においてほとんど変わりがなく、こういうきびしい条件というのが、この五カ年間にあっても、あるいは十年間を平均いたしても、変わっていないという実態にありまして。

さらにまた、この法律が五カ年間の延長をやりました四十三年度から四十七年の間に、二回もたいへんなきびしい冷害が襲ってきた。こういうふうな点を考えてまいりますときに、このマル寒法の果たす役割というものは非常に大きい。また、かなり長期にわたって変わる要素がないというふうに私どもは判断をいたしております。これは一つの気候のあるいは地理的な条件の中に置かれて、宿命的に持っている一つの地域の特殊性だというふうに考えておかねばならぬと思うわけでありまして、したがって私は、この期限法という取り扱いについては、これからさらに五年間延長しなくても、必ずしもいまの法律の目的を完全に達成するような情勢下にはないという判断を一つ持っております。したがって、私の言いたいことは、これは期限法ではなくて、この地域におけるそういう特殊性、あるいは特殊な経営を余儀なくされているという実態の上から、これをかなり恒久的に考えていく法律として定着せしめるべきではないかという議論をいまでもやっております。たわけでございます。こういう点について農林当局としてはどのようにこの点を理解しておられる

か、まずその点をお聞きいたします。

○小沼政府委員 このマル寒資金の制度は、いま御指摘のように、非常に気象条件、土壌条件に恵まれない、そういう不利な条件下にございます。北海道の寒冷地の畑作地帯につきまして、その畑作営農の改善をはかるために特別に実施をしたものでございまして、御案内のように、たいへんな冷害がございましたのを契機にこの特別措置が発足いたしましたわけでございます。

現在、御指摘のように、非常に劣悪な自然条件にあるわけでございますが、ただ、いろいろと経済的な条件等も変わってまいりますので、営農方式を安定していくという場合にも、それぞれの時期に相当のくふうを必要とするということも考えられます。そういうことでございまして、農業の実態の変化に対応させながら、総合的な判断によりまして畑作の振興をはかっていくという考え方に立っております。現在は今回の制度の延長によりましてこれに対応をまいりたいというふううに考えております。今後の農業情勢の変化等に応じまして、その時点においてさらに延長等を検討することもあり得ると思っておりますが、現在はいくらも五年間の延長ということでそれぞれの情勢に対応しながら進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○島田(憲)委員 先ほど大臣から理由説明の中で、この延長をするにあたって、過去におきます実績等を踏まえた中で、認定戸数は予定の五〇％程度にとどまったという理由の中に、一般的農業情勢の変化ということをおっしゃいます。これは具体的にどういうことを言っておられるのか、どのような分析をされているのか、それをまずお聞きしたいと思っております。

○櫻内国務大臣 この五年間の農業情勢の変化を考えてみますと、最も顕著なのは米の生産調整であったと思っております。また、気象的な特殊事情からいいますと、お話がございました冷害などの影響を受けております。さらには、畑作物、畜産物についての価格制度、こういうようなものを総

合して考えてみまして、この五年間にいろいろと農業情勢の変化があった、このように御指摘申し上げておるようなわけであります。

○島田(憲)委員 そういう抽象的な一般情勢の変化ではなくて、かなり激しい農業情勢の変化があった、そういうものが、達成率を半分ぐらいにしか見ることができなかった大きな原因になっているというふうに私は考えております。特に米作と畑作の格差というものは依然解消されていない、そういうふうには見えていないわけであります。そのおもな原因は、構造上に大きな進展を見ることができなかったということ。なるほど、経営拡大はある一定規模にはなったと思えます。しかし、それが直ちにすべて円滑にいく、いわゆる経営の改善になっていくかというと、私は非常に疑問があります。特に最近におきます農畜産物の価格の低迷というものは、農業者にとって、この指定地域における畑作農家の自信喪失という形になってあらわれている、それが経営に対して非常に大きなネグとなつていっているという事実を否定することができないと私は思うわけであります。したがって、大臣はよく構造政策の成功をうたっておりますけれども、こうした構造の改善とあわせて、農家が大きな借金をするわけでありますし、その借金がスムーズに払い得るような農家経済の確立というものが同時になされなければ、これから先も大きな借金をして経営の改善をやらうなどという意欲はわいてこないという実情にあると私は思っています。それがまた冷害等という非常に宿命的な天候の支配を受けてそこに追い打ちをかけていくという実態が、この地域においては特に顕著であります。だから、これらに対応するよう、なほんとうに農民の経営の内部に、あるいは農民のほかに触れるような制度というものがいまま非常に期待されているということは、乳歯を通し、あるいはピート価格の決定にあたって、私はこの席で力説をしたつもりであります。

今回、私はこのマル寒資金が決定的に必要でないという前提に立って申し上げているのはありません。この資金に対する期待は非常に大きいというところだけは私は認めております。かく申す私も、このマル寒資金を使って経営の改善をはかっている一人でありまして。しかし、それではほかの資金と比べて特別これがこの地域のハンディを埋めていく上に有利な資金になっているかというところを考えてみますときに、必ずしもそうなっていない、私はその点をまず指摘したいのであります。したがって、先ほど四十八年度以降における具体的考え方として、酪農において、あるいは畑作において、それぞれ百万円のワック拡大をはかり、あるいはまた融資率においての割アップを示しておられますけれども、今日の状況の中で大きな金がつぎ込まれるという大前提は、このことをもってほんとうに農業を生きがいとしてやれるという機運を農村内部に、特にこの指定地域における農家の皆さんにまず感じてもらわなければならない政策でなければならぬと私は思うのであります。したがって、その大事な一翼をにないます金融政策というものはおろそかにできないという認識は大巨もお持ちです。私もそのことを強調してまいりました立場から、特にこのマル寒資金の運用というものはやはりよく考えてはさらに一そう大きな効果をあげるといふ期待を一面持っているだけに、この際思い切った内容の改善をやりたい。ききたいというふうに考えているわけでありますので、ひとつそれらに対して私の若干の提案を申し上げてまいりたいと思っております。

その第一点は、先ほどお話にありました限度額の引き上げもそうでありまされども、どうしてこの際、金利は、構造改善資金あるいはまた農地取得資金並みの三分五厘くらいにしたい。ただかなければ、ほんとうの意味でこのマル寒資金が生きてこない、こういうふうに考えております。これはどういふ点でそう申し上げるかというところ、この制度のねらいというのは、あくまでも一定規模、いわゆる一定水準農家に達するまでの、いわゆる中層以下の農家を救い上げるという趣旨を一つ持つている。こうした農家の実態は、経済的にも非常にきびしい条件の中で営農を続けております。さらにまた、経営の内容につきましても、経営拡大必ずしもこれから明るい展望を持っておりません。そういう中において、やはり一年の収支というものが完全に償い得るような経営になってまいりませんと、この金を借りてまで拡大をしていくというような見通しを持つことはなかなかできないわけでありまして。したがって、当面私どもは、自分の農場の収支計算をする中でも一番大きな圧力になりますのは、こうした投下された資金の返済がスムーズにいかないという悩みが一つあります。ですから、金融面、特に金利面における相当の優遇措置というものがなければ、こうしたたいへんなことなっております。ですから、この機会に、そうした三分五厘資金制度並みの金利体系をしいていただくような考え方をぜひひとつ持つてもらいたい、こう考えているわけであります。○櫻内国務大臣 詳細は局長に補足をさせますが、御承知のように、マル寒資金は、土地改良については年四分五厘、償還期間二十五年以内、こういうことでございまして、ただいまの御意見とは金利の上におきましてそぐわない点がございますが、マル寒資金には別途、農地、未墾地取得資金の三分五厘をあわせて借りられるふうなものがございまして。また、非補助土地改良事業助成のための利子の軽減措置、すなわち、一分下げ、三分五厘の対象ともいたしておるわけでございまして、大体御意見の御趣旨には沿っているのではないかと、こういうふうに思います。

○小沼政府委員 若干補足させていただきますが、マル寒資金も同様でございますが、この資金単独ではなしに、農地の取得資金、未墾地の取得資金あるいは自作農維持資金、農業近代化資金、あるいは、いま出ました非補助の土地改良資金等、そういうものもあわせて活用できる形になっておりますので、そういうものをあわせて活用しながらこの南北資金を適切に使っていくということ

指導をしてまいりたい、かように考えております。
○島田(専)委員　そういう内容については私もわかつております。したがって、全部一律に直ちに三分五厘、私はもつと極端に言えば、こうした地域の金融体系、特に金利というものは特別な措置が必要だというふうに考えております。金利二分ぐらゐの制度がなければ、ほんとうの意味の寒冷地帯における畑作の保護にはならないというふうに考えている一人でありますが、そこまで主張するにしましても現行の中ではなかなか困難だということもわかつております。しかし、三分五厘程度に引き下げるといふことは決して無理ではないというふうに私は判断をしております。

そこで次の質問でありますけれども、さて、一定水準を七十万円以下というふうに実は判断しているわけでありますが、この七十万円というのはいくら前か一定水準の農家の所得のレベルに置いているようでありませうけれども、これはもういまの時代に七十万円では、とてもじゃないが生活できるような状態ではありませう。いわんや、三百万、五百万というマル寒資金を導入しましたら、当然これは据え置き期間中といえどもいまま言つたような金利を払っていかねばなりません。これは金利なんか払えるような状態でないわけでありませう。したがって、七十万円以下を一定水準と据え置くといふことは、私はきわめて不合理だと思ひます。これを改定するお考えはありませうか。

さらにまた、ついででありますから申し上げますが、農業所得目標は、いままでは百十万から百三十万といふことであります。これもまた、夫婦二人子供一人ぐらゐで、わずか三人ぐらゐの家族構成であつても、生活するといふことがいまの状態の中ではできないといふことは、すでにおわかりのとおりでございます。したがって、農業所得目標といふものは、私は極端に低過ぎると思ひます。これを改定するお考えはありませうか。
さらに、いまいろいろ金利の問題等についても変えるお考えがないといふことを言つておりますけれども、それじゃ、こうしたものをそのままに

据え置いて五年間延長してこれから計画達成ができるかどうか、そういう自信がどうかどうかもお聞かせを願ひたいと思ひます。

○小沼政府委員　御指摘の点でございますが、対象農家の水準でございます。所得水準等につきまして、北海道について申し上げますならば、四十三年のときにおいておむね七十万円程度以下というふうに申しておりますが、今後、この法案が通過いたしますれば、この次から、四十八年から改定をいたしまして、七十万を百十万以下というふうに引き上げたいといふふうに考えております。

それから営農改善の所得目標につきましても、従来百三十万といふことでございしますが、これをおおむね百八十万から二百十万というふうに引き上げてまいりたいと、現在のところ考えておられます。これによりまして、大抵中層のちよつと下ぐらゐのところでございますが、それが改善されて上層に移行することが可能であらうといふふうに推定をしまして進めてまいりたいと思つてゐる次第でございます。

○島田(専)委員　いま所得目標二百十万という表示がございました。そこで、二百十万といふ所得を得るために今後この地域の農家の規模をどのようにならねばいかぬかといふことが、一つの大きな課題になると思ひます。いまかりに十頭の牛を持つてゐる農家が、この二百万円に到達するためにこれから整備を進めていかねばならぬ、いふ数字をはき出してみますと、いまの十頭では、現行乳価の中ではこの半分を満たすにしかすぎません。一頭当たり二十五万ぐらゐの粗収入でございます。所得率三五%といふように押えて考えますと、百万そこそこでございます。したがって、二百十万の目標に到達するためには、さらに搾乳牛十頭を購入しなければならぬ。この十頭を収容する畜舎も、大体八・五平米ぐらゐの床面積が必要でありますから、こういう牛舎の施設を、かりに平米当たり五万円の牛舎をつくると思ひしても、これまた二百五十万程度の新たな牛舎施設

を持たなければならぬ。これは釈迦に説法でありますけれども、それにつれていわゆる付帯施設あるいは必要な農機具、こういうものが備わつていかなければならぬ。そう考えますと、二百十万に到達するために必要な資金といふのは、新たに一千四、五百万の金を必要とするといふふうに私は計算をいたしております。それであるならば、酪農において五百万をたつたの百万円上積みしただけでは、この二百十万の所得目標を達成するといふことはきわめて困難といふことになり

ます。ここまで申し上げれば、あとは総合施設資金があるのだから、そつちのほうをうまく組み合わせせて使つてといふ答弁になって返ってくるだらうといふことを私は予測しておりますけれども、しかし、せつかくマル寒のそういう一つの目標を持つて進めていくといふわけでありませうから、それならば、マル寒資金を借りないで最初から総合資金を借りたほうがいいといふことになりませう。

そういう点は、この地域における特にマル寒資金を使つて一定水準に達しようといふ努力をしてゐる農家にとつては、進んでいく場合においても一つの目標が定まらないことになりませう。したがって、このマル寒資金が重厚に措置されていくといふことと第一の目的を置いて進むことこそ、この制度のほんとうの趣旨だらうと考えますときに、思い切つてそうした目標に近づき、あるいは近づけしめ得る政策措置、金融措置といふものは、この機会に改善を行なつておくといふことが絶対必要な条件だといふふうには私に考えておられるわけでありませう。こうした考えはありませうか。

○小沼政府委員　非常に経営の専門的な御説明でございしましたが、私どものほうで試算をして、おりますのもはぼそのくらいでございます。現況の農業所得百六万が酪農の場合二百七万の目標に達するために現在の乳牛で十頭程度のものが二十四頭くらいになる必要がある。そのために、農地としては二十ヘクタールが二十三ヘクタール程度になる必要がある。さらに、土地改良あるいは建物施設の整備、農機具、乳牛の導入等、いろいろの資

金がございます。それを経費として見ますと大体一千百万程度という試算がございます。それに対して補助も、それぞれの畜産その他補助がございますので、補助金等を見ていきますと、融資の面ではマル寒資金で六百万といふことでございませう。若干この融資の予想八百九十万程度に足りないわけでございますが、先ほど申しました取得等の資金については取得資金等がございますので、そういうものでカバーをしていくという形になります。ほぼこれで経費の調達は可能ではなからうかといふふうな試算が一応ございませう。しかし、いずれにしても、今後この中層以下の農家を上層農家に、自立できる経営農家に仕立てていく、育てていくといふためにはいろいろの施策があらうかと思ひます。マル寒資金におきましても十分これらに対応させるべく、そのときの事情を勘案しながら改善を今後はおこなつてまいりたい、かように考えております。

○島田(専)委員　そこで、農林漁業金融公庫の総裁に一つお尋ひするわけであります。きょうは説明員という立場でおいでをいただきましたので、公庫の総裁は説明員として直接答弁をしてもいいという立場に立つておられますから、あなたはこうした農家の金融の窓口に立たれて、いまの特にこのマル寒の指定地域で農業をしてゐる農家の実態についてもある程度おわかりをいたしてこれからの金融の衝に當つておられるのだらう、こういうふうには思つておりますが、総裁の立場で、このマル寒制度はどうあらねばならぬかといふ、一つの信念に近いお考えをお持ちだらうと思ひます。これは農林省の意見とか思惑とかを離れて、真にこの地域の農家が自立し、ほんとうに育つていく農家に育つていくことのできる金融措置といふのは、このマル寒資金以外を含めてどういふ形にあることが望ましいとお考えなのか、ひとつ貴重な御意見として私もこの機会にお聞かせをいただいております。こう思つておりますから、どうぞひとつ御意見をお願いしたいと思います。

○武田説明員 回答をいたします。

たいへんに大所高所の意見を述べろというようなお話で、なかなかそのような任にあるものではございませんけれども、この法律のできました過去の経緯、あるいは現在のマル寒資金の融資の対象になっております地域の、非常にきびしい条件あるいは土壌条件からいいますと、これら地域の中層あるいは中層以下の農家がほんとうに立ち上って上層の健全な農家になっていくというこのためには、そのときそのときに応じたいいろいろな金融的な援助の措置、あるいは補助的な補助金その他によります援助の措置が必要だろうというふうに考えております。

ただ、金融という立場からだけ申し上げますと、私も制度資金としていろいろな方面に御融通を申し上げております条件について、それぞれの間にまあある一つのバランスが必要であるというふうにも考えております。で、現在の農業あるいは漁業、林業に対します制度金融の金利全体について、現在の農業のきびしい条件というものからいいますれば、私としてはできるだけ低い金利体系というものを現実したいというように思っておりますけれども、これは資金コストの関係なり、あるいは一般金利との関係ももちろんございまして、なかなか思うように実現をいたしております。

それで、現在の制度金融の一般金利体系の中から申し上げますれば、このマル寒資金あるいはマル南資金につきましては、ほほいままの現状ではまあやむを得ないと申しますか、この程度で一応はがまんをせざるを得ないのかなというふうな気がいたしております。しかし、今後事情の推移等によりまして、私どもとしてはできるだけ金利水準あるいは融資条件の改善につとめてまいりたいというように考えておるわけでございます。

○島田(憲)委員 銀行の頭取が教科書を読んでいるような話で、ほんとうはもう少し期待をいたしました。

私としては、やっぱり農村金融、農業金融のあ

り方について抜本的な改善が必要だという立場でいままでも農業金融の問題を勉強してまいりました。そこでどうしても、やはり一番大事な農業金融の窓口の一つである農林漁業金融公庫は思い切った金融制度の改革のために、ひとつ逆に農林省や大蔵省に対してものを言ってほしい、そういうふうな気持ちが一つあったわけでありまして、そこで、総裁にさらにお尋ねをいたしますが、この次官通達によりまして、営農改善資金の貸し付けにあたって、詳細については公庫が定めるところによる、こういうふうになっております。これは一体どういふものを定めようとしておられるのか。特に据え置き期間八年という一つの限度があります。これは近代化資金等によりまして十年というふうな、さらに二年間長いわけでありまして、しかも、八年といいますが、実態は、八年まで限度一ぱいの据え置き期間をもって貸し付けしているという例は少ないんじゃないかと思ひます。私なんかも五年であります。これは私どものほうから希望しまして、据え置きは八年にしてほしいと言つても、なかなかそうはいらぬという仕組みに末端ではなっているようであります。八年以内とあるから、これは一年だって五年だって文句を言う筋合はないわけですが、この判断基準というものはどこにあるのですか、この二つについて重ねてお尋ねをいたします。

○武田説明員 私どもの公庫でいろいろな資金の条件その他をきめさせていただきます。監督官庁の認可を御承知のように必要といたしております。そういう関係で、すべてにわたります行政当局との相談の上で各種条件をきめておる次第でございます。

それから、ただいまの据え置き期間の問題でございますが、御承知のように、この畑作営農改善資金につきましては、行政庁におきまして営農計画その他審査をされました上で、それに基づいて私どもとしては資金の手当てをしておるということでございます。

据え置き期間につきましては、いま八年以内という規定であるにもかかわらず、非常に短く実際は運用されておるのではないかとというような御趣旨の御質問であつたと思いますが、私どもが承知しております限りでは、北海道の場合に、今日までの各種の貸し付け件数のうち八年間の据え置き期間になっておりますのが、酪農で申しますと、全体の貸し付け件数約六百五十件ほどのうち、百七十件が八年ということになっております。それから、もう一つモードとして大きなところになっておりますのが、お話のございました五年のもの、五年の据え置き期間になっておりますものが百五十件、それから六年あるいは七年というものがそれぞれ五十件前後、そのようなことになっておるわけでございます。したがって、私どもとしては、借り入れを希望しておられます方の御意向と、それから県におきまして事業計画の認定、それらによって指示のありましたところに従つて、私どものほうで特別な査定を加えるということとはできるだけいたさないという方向で処理をしておるつもりでございます。

○島田(憲)委員 そこで、この資金貸し付けの実績を見ますと、貸し付け決定の内容で見ますと、主務大臣指定施設というのが圧倒的に多い。あと、土地改良あるいは乳牛や肉牛の購入資金、こういうものについては、件数も金額も非常に少ないですね。これは出先の実態としてはなぜこういうふうになるのですか。この辺は、これは総裁にお聞きするのではありません、局長に尋ねますが、この実績表を私、見ているわけでありまして、これから五六年間にやろうとする、一〇〇%の消化ということを目標に置いた場合、この辺は一つの大きなネックになるのではないかと、あるいは改善すべき点になるのではないかと気がいたしますが、実態はなぜこうなっているのかを御説明願いたいと思ひます。

○小沼政府委員 貸し付けのうちたとえば土地改良事業向けの部分が非常に少ないということが実績として出てまいっております。御指摘のとおりでございます。これにつきましては、考えられ

ますのは、やはり土地改良は、北海道では、個人でやる場合もございしますけれども、団体営なり道営事業なり国営事業というふうな、共同でその地域全体にわたつてやる事業、そういうことによつて効果をあげるという場合が土地改良では非常に多いと思ひます。そういうことで、個人が単独でやる部分は少ないということのために、むしろ施設関係に重点が向いていくというふうな私ども承知しております。今後、取得資金あるいは土地改良関係の資金については別のものがございまして、そういうものの組み合わせで考えていって、このマル寒資金そのものではやはり施設資金が中心になって運営をされるのではないかとこのように考えているのでございます。

○島田(憲)委員 やはり主務大臣指定の施設にウエイトが高くなるという見通しを持っておられるようでありまして、それならなお金利が高過ぎると私は思ひます。三分五厘ぐらいの構造改善並みの資金がやはり必要です。これは私が実際やってみて、いまのような高い金利で施設をしていくということは、とてもじゃないが、たいへんであります。金利の手直しについても、何とかひとつ前向きに御検討をお願いしたいと思ひます。

そこで大臣、この法律でありますけれども、法の第八条の後段のほうであります「国が所有する家畜の貸付その他の助成措置を講ずる」という項目があります。家畜の貸し付けという制度が、いま残っているのですか。

○大河原(公)政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘の条文の国有貸付その他の助成についてでございますけれども、四十二年度までいわれる子返し制度の国有貸付事業がございまして、以後は県有貸付事業ないし農協有貸付事業というところで乳牛導入事業は切りかえまして、今日に至つておるわけでございます。

○島田(憲)委員 それではこの法律は事実上死文化しているということでありまして、必要がなくなつてはいる。私は必要がなくなつた実態に合わせ法律を改正しろということでも申し上げるのでは

なくて、せっかくある法律だから、もう一度、最近のような牛がいなくなる資源枯渇の状態にあるときにこそ、国がいわゆる乳牛資源の確保に乗り出してその地域に貸し付けをするという、せっかくのこの法律を生かすというお考えはありませんか。

○大河原(木)政府委員 お答え申し上げます。

国有貸付事業を四十二年以降県有なし農協有貸付事業に切りかえました事情については、先生も御案内と思いますが、一つは、同一の財政負担で大きく事業量を伸ばすという現地の関係者の強い御要望があったことと、それから国の物品でございまして、物品管理法その他非常に末端の農家の方々にとっては複雑な管理を要求されるというような点がございまして、一つの面でございます。それからもう一つは、農家の営農改善計画等に即して、農家の実情その他に詳しい農協なり県が指導をしながら導入するという点について、積極的な意味があるというふうに判断いたしました。四十二年以降は県有なりあるいは農協有の貸付事業に切りかえたわけでございます。

なお、先生御指摘の法文の死文化の問題につきましては、助成の例示というふうにわれわれは考えておるわけでございます。

○島田(憲)委員 例示をするためにこれは残しておくと、死文化ではないという主張でありますけれども、せっかくのこの法律が、いま局長が説明されたような四十二年、四年の状態のときには、なるほど、国が貸付制度をしかなくともいいぐらいい牛は融通はききました。しかし、いまはずいぶん肉のほうに落とされていっています。落とされるときよりも、回っているのです。農家自身も、いまの肉高という状態の中、乳価安というこの比較の中では、さらに一そう大事な基礎牛が失なわれていくという状態というものがさらに深化するというふうに見えております。こういうときに、歯どめの役としてせっかくのこの法律を生かすという前向きな姿勢で取り組んでいただくようにお願いをいたしたいと思っております。

そこで、時間が参りましたから、最後に営農指導体制の問題についてお尋ねをいたします。

この法律の中にも、あるいはまた、次官通達の中にもこまかに出されておりますけれども、マル寒の借り受けをした農家の営農実績をあげていく上には、一つには、経営計画の段階における指導、さらにはまた、実施面における指導、そしてまた、経営のコンサルタント、こういう一連の指導体制が強化されるということは、この法律にうたうまでもなく、大事なことであります。私は、こうしたコンサルタント事業まで含めて、マル寒の指定地域内における指導体制というものが、法律でうたうほどきちっとなっているかどうかには、一面の疑問を持っております。これはさらに一そうの強化をはかり、目標が達成できるように、自立農家になり得るような指導強化というものがさらに必要だというふうに考えますが、現行の指導体制でよいとしているのか。さらにまた、改善をしようとするお考えがあるとしたら、具体的にどういうことをやろうとお考えか、お示しをいただきたいと思っております。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。

このマル寒、マル南の資金制度の効率的な運用をはかりましたためには、ただいま先生御指摘のように、末端の経営の指導を充実することが必要だということとは、まことにそのとおりであらうと私は考えておるわけでございます。私どももいたしましては、従来から、市町村でございまして農協等との連携を保ちながら、経営診断でございまして、あるいは営農改善計画の作成でございまして、あるいは融資後の計画の実行というふうなことににつきまして、農業改良普及所をして指導、助言を行なわせておるといふようなことでございまして、今後、私どももいたしましてはこういった農業改良普及事業を通ずる濃密な指導というところに特に留意をしていくべきであるというふうに考えております。また、私どもは、すでに農業改良普及所に対しまして、それぞれの地区の作目ごとによって少しずつ違いますから、地域の作目構

成に応じまして、専門技術員とか、あるいは市町村の職員とか農協の技術者、そういった方々が集まった指導班というものを編成いたしまして、それを各普及所等に派遣をいたしまして、それぞれの普及所で起こっておりますいろいろな問題点というものを吟味する、そしてそれに助言を与えるというふうなところで、末端の普及活動がより円滑に、より適正に行なわれるように努力をしていく、そういう考え方でおる次第でございます。

○島田(憲)委員 指導体制の強化の問題については私も若干の提案がありますけれども、きょうは時間がありません。したがって、マル寒だけの問題でありませぬので、こうした技術指導という面に対しまして議論は、後ほどまた別な機会にいたしたいと思っております。

そこで、私の持ち時間がやってきましたわけでありまして、大臣、最後に私は、畑作地帯における、特に寒冷地のきびしい気象条件、土地条件をかえ込んでこの地域の農業の振興というもの、日本の農業にとつて非常に大事な地域であると同時に、また、食糧生産の基地としての重要な任務をこの地域は負っております。私は、いままでもいろいろな議論を通じて大臣とお話しをしてきたわけでありまして、いま一つどうしても私が釈然としないのは、こうした畑作地帯における農業、いわゆる畑作農業の位置づけということが農政上明確になっていないという印象をさうに一そう濃くしております。最後に、一言で申し上げますが、これら農政上の位置づけに対する基本姿勢というものを大臣から承って、私の質問を終わりたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 北海道における畑作農業の重要性は、私もよく認識しておるところでございます。従来、畑作農業経営に対する生産基盤の整備、構造改善事業、いろいろと施策をやっておりますが、さらにマル寒資金のようなものを考えております。ゆえんのものは、これはやはり北海道の畑作を重視しておる一つのあらわれでございます。きょういろいろなお話が生まれてまだ不十分な点

の御指摘がございましたが、北海道の畑作農業の振興をするということにつきましては、私どももその方針には変わりがないのでございまして、今後、御意見を十分参酌をいたしまして、でき得る努力をしてまいりたいと思っております。

○島田(憲)委員 終わります。

○佐々木委員長 兒玉末朗君。

○兒玉委員 五年前マル南法の制定にあたりましてこの審議に参加した一人として、今回再度認定期間の延長が提案をされているわけでありまして、このマル南法の制定、非常に期待を持っております。九州の畑作農民に対して、資料によりまして、昭和四十三年から四十七年までの五十年の間におきまして、北海道のほうが一万二千五百戸に対して約五二%、先ほど島田さんのにもあったかと思うのですが、南九州の場合、二万四千の対象農家のうちに、実績としては一万一千三百二十六の、四七%というきわめて低率でございますが、もちろんこれにはいろいろな情勢が説明の中に書いてあるわけでございまして、このように進捗の状況というものがおくられている原因は一体何処にあるのか、さらにまた、今回のいわゆる再延長によりまして、この予定されているところの計画の実行について、それと同時に、今後の運営上なり展望について農林省としてはどのような見解をお持ちであるか、お伺いしたいと存じます。

○小沼政府委員 南北資金のうちの南のほうでございまして、実績は、ただいま御指摘のように、南九州では五十年間二万四千戸と見込んでおりましたが、約一万一千三百戸でございまして、四七%の達成率ということでございます。

経営類型別に見ますと、肉用牛と養蚕、野菜、果物などの複合型が大体五三%、肉用牛が三〇%、ミカン、酪農等それぞれ一六%、五七%というふうになっておりますが、御指摘の、実績が見込みを下回ったということでございまして、当初におきまして、地元の要望にできるだけ沿えるように、ゆとりを持って戸数を見込んでいたという

こともございます。また、実態的な事情といたしましては、南のほうでは、台風等の災害発生、あるいは生産調整による情勢の変化、あるいは畑作物、農畜産物の価格の問題等、いろいろあったと思います。ただ、今後やはりこのマル南資金を十分活用して進めていくという考え方に基きまして、南九州の自然的、経済的条件に合った畑作物家の経営を安定していくというのを心がけてまいりたいと思つていて、次第でございまして、今後、この五カ年延長によりまして、自然条件の劣悪なこの地域の農業を何とか改善し、安定化させていくという努力をしてまいりたいというふうな考へております。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕
そういう意味合いにおきまして、この五年間に、残つております農家が期間内に目標を達成できるようにひとつ格段の努力を払つてまいりたい、かように考へていて、次第でございまして。

○見玉委員 一応気持ちとしては、御答弁のとおりかと存じますが、やはり客観的に、また具体的に見ます場合に、今後の農政の中におきまして、やはり低生産性であり、また自然環境の劣悪な北海道なり、特に南九州におきまして、農民のいわゆる今後の農政の位置づけに対する不安といふものがあるわけでございまして、農民がせつかつくのすぐれた制度をいかに活用できるかということ、この対象は確かに個々の経営改善が中心でございしますが、特に南九州の場合は、今後の生鮮食料の供給基地としての任務というものが、新しい社会経済基本計画の中でも明確にされているわけでございまして、同時に、今後の全体の農業経営の安定をはかるために、いわゆる近代的な農業基盤の設定なり、あるいは農地の拡張資金の融通あるいは用地等の開発促進、同時にまた、肝心な農産物の価格安定という、このような点が、きわめて重要ではなからうかと存じますが、私は、今後のいわゆる南九州を中心とする食料基地における総合的な施策というものを講じなければ、この効果を期待し、あるいは、いま御答弁のありました

ような、今後延長される五カ年の間におきまして所期の計画達成はきわめて困難ではなからうかというふうな懸念をいたすわけでございしますが、この点についての御見解を承りたいと存じます。

○櫻内閣務大臣 南九州の自然的、経済的条件に適合した畑作物家の経営の安定をはかる必要がある、その地域の事情を十分念頭に置いてやるべきだと思つています。そこで、直接的には、このマル南資金を利用いたしまして肉用牛、酪農、野菜を中心として畑作物家の経営の改善をはかる必要があると思つています。同時に、北海道の場合にもちょっと触れたわけでございしますが、他の資金制度の活用あるいは土地基盤整備の推進、農業団地対策との関連づけ、また、マル南の場合で指導体制に触れられましたが、指導体制の整備、こういうような施策を総合いたしまして南九州の畑作物の振興につとめたい、かように思つています。

○見玉委員 これは特にマル南のほうの基盤であります農地改良なり、特に農地保全事業というものがきわめて重要な位置づけになつておるわけでございしますが、現在までの実施の状況、それから今後の事業実施の見通しはどうなつておるのか、この際お伺いしたのであります。

○小沼政府委員 お答え申し上げます。
特殊農地保全整備事業ということで、シラス地帯の悪い土地条件を改良するということで、シラスと、若干その他の特殊土壌も含めまして、四十三年度から事業を始めておりますが、四十七年度までに五カ年間に二十八地区を採択いたしました、四十三億五千六百万の事業で、国費は二十三億六千九百万でございしますが、そのうち事業を実施している次第でございまして、四十七年度からは特殊土壌より地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づきまして、対策事業に特殊農地保全整備事業というのを加えまして、五十一年度までの五カ年間に大体百七十五億円の事業、国費は大体九十一億円程度でございしますが、その事業を積極的に実施したいということで考へておるわけでございまして、やはり御指摘のように、基盤整備が非常に

重要な地域でございしますので、今後積極的にひとつ改善を進めてまいりたい、かように考へておる次第でございまして。

○見玉委員 やはりこれに関連する問題で、南九州におきましては、県営事業のいわゆる採択基準というものをもう少し引き下げてもらいたい、同時にまた、新しく事業経費の拡大なり、あるいは団体営のシラス対策事業について新設をしていただきた、こういうふうな要望がおそらく当局にも出されていようかと存じますが、この点についてはどういふふうに対処されるお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○小沼政府委員 特殊農地保全整備事業の圃場整備、畑地かんがい、農地開発等あわせて行なう事業につきましては、四十八年度からその採択基準をおおむね五十ヘクタール以上というふうな引き下げをいたしたいと考へております。従来はおおむね百ヘクタール以上でございしましたが、これを五十ヘクタール以上というふうなにしたいたしと思つております。なお、新しく大体十ヘクタール以上のものを団体営ということで実施をいたしたいということ、これにつきまして、四十八年度から事業項目を新設して進めるといふことで考へておりまして、大体事業費で二億四千五百万ほどのものを考へております。地区で十地区程度を始めたという、その二点でございまして。

○見玉委員 時間の制約がございしますので、多少中を省略して、次に、本制度のいわゆる営農改善事業というものと、現在特に南九州地区においても要請をされておるものは、特に高効率の生産団地の造成並びに地域営農団地の育成、こういうことが、今後、特に労働力の少ない、過疎現象の拡大する南九州におきましては中心となつていくかと存じます。その際、いわゆる各種の振興計画があるわけでございしますが、特に高効率の生産団地等におけるこのような事業推進においては、対象農家における資金的な負担能力というところが私は今後非常に大きな問題になつてくるのではないかと、こういう負担能力の点についてはどう

いふふうな御配慮をなされようとしておるのか、お伺いしたいと存じます。

○小沼政府委員 御指摘のマル南資金農家等、これは今後やはり中核の農家となつて、いづれ上層農家に育っていくという農家でございしますが、そういう農家は、やはり生産組織あるいは農業団地の今後のない手になるというふうな考へるわけでございまして。御承知のとおり、農業団地対策を現在実施中ございまして、その場合、それぞれの作目の特性に留意しながら、その生産、流通、加工の体制を団地的に整備するということを現在進めているわけでございまして。その中心となるのは、御指摘のように、機械、施設あるいは基盤の整備というものによつて生産団地の高効率なものを育成していくということになるわけでございしますが、その場合に、このマル南の資金を受ける農家が積極的にこういう団地に参加していくということが必要であらうというふうな考へておりました。先ほど来申しましたマル南の資金、そのほかの助成措置あるいは資金措置を加えながら、濃密に指導をしていくことが必要であらうというふうな考へていて、次第でございまして。

○見玉委員 次に、これからの五カ年計画の中におきまして、南九州の場合は約一万二千戸です。金額で百五十六億程度が予定をされておるようでございますが、過去五年間の実績並びにこれからの五年間の展望というものを見た場合に、マル南の場合を含めて、この計画を達成するのには相当積極的な努力と指導をしなければなかなか困難ではないかと思つたのですが、その辺の見通しについてはどういふふうなお考えか、お伺いしたいと思います。

○小沼政府委員 マル南の資金につきましてもマル南と同様でございしますが、今後御指摘の戸数が融資を受け大きな農家に育っていくためには、いろいろな助成措置が必要でございまして。マル南だけということではございせんので、補助事業あるいは融資事業を総合的に地域として組み合わせる展開していく必要があるかというふうな思つて

おりますが、その中でやはりこのマル南資金もきわめて重要な役割を果たすであろうというふうな期待をしているわけでございます。しかし、この農家が営農を改善していくためには、それ相当の営農の指導体制が必要でございます。先ほどマル南の際に農畜園芸局長がお答え申し上げましたように、普及指導の体制を強化していかなければならないというふうに思っております。この五年間の延長が決定されますならば、このマル南資金の運営にあたりまして、普及指導についても十分配慮していくように指導してまいりたいと、かように考えております。

○見玉委員 この計画によりまして、特に融資対象農家の所得の目標の設定でございます。マル南の場合、マル南で百十萬から百三十萬、マル南の場合が七十萬から九十萬程度に目標が設定されておるわけでございますが、これは昭和四十六年の農業白書による自立農家の一戸平均の所得です。百五十萬というところが記録をされ、さらに、本年度の農業白書を見ても、この金額は約四〇〇〇程度上回った平均所得になっているようにござります。そういう点から考えますならば、やはりもう少し実情に即応した額を設定する必要があるんじゃないか、多少目標額が低いのではないかと、うふうに考えることが一点。

それから、いただきました一つの資料の中で、過去における資金導入の実績における目標と実際の達成額、こういう表もいただいております。ござりますが、これはもちろん調査対象が対象全戸の平均でなくして一部抽出の実績でございますけれども、これらを含めて今後対象の所得目標の設定をもう少し検討すべきではないかと思っておりますが、この二点について見解を承りたいと思っております。

○小沼政府委員 南九州におきまして対象農家の所得水準の設定でございますが、これにつきましては、従来はおおむね四十萬程度ということで基準を考へておりましたのですが、今度いろいろ試算をしてみますと、一・五ヘクタールがちょうど

その基準の分かれ目になるようにござりますので、その所得を見ますと六十六萬六千円ということとござりますので、大体七十萬を基準にしてそれ以下の農家を対象にするというふうないたしましたいうことで、四十萬から七十萬に引き上げたい、かように考えております。

それからもう一点は、営農改善の所得目標でございますけれども、これにつきましては、南九州では将来はおおむね九十萬程度でござりました。これを百二十萬から百五十萬程度というふうな引き上げたいというふうに考えております。

○見玉委員 ただいまの点ですけれども、これからマル南資金のいわゆる認定をする際、特に希望者の経営規模というものが当初の一・五ヘクタール程度以上の層でも、かなりな希望者があるわけですね。そういう点から考えますと、やはり経営規模の今後の層の拡大というのを含めて検討していかなければ、いわゆる中農の付近における農家の場合と、それ以上の場合と、かなり運用面においてもアンバランスが生じるんではないか、その辺の運用の面についてどういうふうなお考えをお持ちなのか。

それから引き続き、この営農方式の場合におきまして、特に本年はミカンが指導科目になっておるわけでございますけれども、非常に暴落をしまして、さらにミカンの品種を変えたりとか、価格政策、それから今後のミカン政策についても非常な不安を持っているわけでございますが、この点は、特にこのマル南資金を利用して農家が多いという現状から推して、今後の酪農経営を含めて、今後の対策についてこの際あわせてお伺いしたいと思っております。

○小沼政府委員 最初のほうの御質問にお答え申し上げますが、実績によりまして、一ヘクタールから一・五ヘクタールの階層がマル南資金を利用して割合が三・一・三・九でござりますから、大体半分くらいはそこで使っているということになります。しかし、それだけではござりませんで、

やはり一・五ヘクタール以上の階層でも使っている。資金制度がござりますし、そういう点ではかなり大きな農家はそちらでやれると思うのでござりますが、ちょうどその谷間になると思います。一・五ヘクタール以上の、若干上回っている経営規模の農家については、マル南資金について、本来の筋でござりますとなかなか活用できにくい面がござりますが、実際には、この実績で出ておりますように、一・五ヘクタールから二ヘクタール、あるいは二ヘクタール以上についても、その地域の実態に応じて貸し出しをしているというのが実情でございまして、今後も、それぞれ地域によつていろいろの営農形態もあらうと思ひますし、そういうものを勘案しながらこの資金を活用してまいりたい、かように考えております。

○伊藤(俊)政府委員 ミカン問題についてお答え申し上げます。

四十七年度のミカンにつきましては、この委員会でもしばしば御指摘を受けまして、いろいろ問題があつたわけでございますが、これは前年を三割も上回るような大増産であつたというようにござりますが、価格は低落をいたしましたわけでございますが、これは毎回申し上げましたように、表年であつたということ、たいへん好天候に恵まれたといううなことも大きな理由であつたようにも思っております。私どもといたしましては、長期的に見れば、需要というものは五〇程度毎年伸びるであらうというふうな考え方を持っております。こういうふうな見通しのもとに計画的な生産をやつていったらいいだろうという考え方をいたしております。先ごろ私どもの関係各局長の連名で都道府県に通達を出しまして、ミカンの植栽につきまして国が助成をしあるいは国が融資のめんどうを見ろというふうなものにつきましては、計画の中でやつていただくというようにお願いをいたしております。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

県でもその趣旨に従つていま御指摘いただいておりますが、そういうことで、とくに

かく植栽がいたずらに計画を上回るといふようなことのないようにいたしたいと思つておるわけでございます。

また一方、価格安定の問題につきましては、私も、本年度の予算におきましても、ミカンのジュースにすることにござります価格安定対策というふうなことをさらに充実をはかろうといたしておる次第でござります。そのためのミカンのジュース工場の設置というふうなこともかなり大幅に考へておりますし、また新しいチルドジュースの工場も建てたいというふうな考へておりました。そういう消費拡大を通じての価格の安定というふうなことに努力をいたしたい、かように考へております。

○見玉委員 この点、特に宮崎県の場合等におきましては農民が非常な不安を持っておりますので、貯蔵施設を含めて、積極的な指導と取り組みを特に要望しまして、次に移りたいと思ひます。

これは先ほど同僚の島田議員からも要望がありましたが、特に金利、それから融資率、それに償還期限の延長、こういうふうな融資条件の改善について今後さらに私は前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思ひますが、これについての見解。

並びに、南九州の場合は非常に災害が多いというところは、御当局が指摘したとおりであります。災害等により計画の達成が不可能になる、あるいは計画変更というふうな時点におけるいわゆる規模拡大を含めた場合の再貸し付けについて、特に融資条件の問題として、この二点についてどういうふうな見解と御処置を考へておるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○小沼政府委員 今後の融資条件でございますが、先ほど北海道の場合に申し上げましたように、融資の限度額あるいは融資率につきましては改善をはかつておりますが、今後さらに地域の実情に即応するような改善には努力を払つてまいりたい、かように考へております。

という場合も起こり得るかと思いますが、それにつきましましては、一回限りというこだわりはせずに、それぞれの実態に合わせて弾力的にこの制度の活用をはかってまいりたい、かように考えております。

○兒玉委員 あと三点まとめてお伺いしますの
で、これが最後でございますので、大臣からもひ
とつ御答弁いただきたいと存じます。

一つは、対象目標の拡大という点でございますが、御承知のとおり、農業近代化資金の対象とされておりますところの、特に南九州の主要な畜産関係、乳牛、肉用牛育成資金あるいは肥育牛や素牛の導入資金、また、今後の主要作物として県等が積極的に取り組んでおります茶樹、果樹、桑樹育成資金、さらに花卉の植栽育成資金等も対象目標にしていきたい、こういう要望が強いわけでございますが、これらについての見解。

さらに、今後のいわゆる営農指導体制ということとがきわめて大事なことでありますし、農家の経営管理あるいは改良普及対策、あるいは、このような営農に対するところのそういう機構等の設置ということを通して、このせっかくのマル南法のシステムが十二分に達成せられるように、特に私はこのような措置の拡大、改善がきわめて必要かと存じますが、これらの措置についての御見解を承りたいと存じます。

○櫻内國務大臣　詳しくは局長のほうから申し上げさせていただきますが、いま肥育牛の導入資金とか、あるいは茶、果樹の育成資金等を対象目標に、こういうことでございますが、間違っておったら訂正をいたしますが、この南北資金のほかに総合資金、近代化資金、それぞれ活用ができるのでございますので、マル南資金につきましては、貸し付け条件等が従来明示をされておる範囲でよろしいのではないかと、また、その他の資金につきましては、農地、未墾地取得資金、南北資金、土地改良事業助成要綱による実施軽減措置なども考えられるのでございますので、御指摘の点につきましてはこれらを総合して十分所要の資金がまかなえるので

はないか、こういうふうに思っておりますが、直接の御質問であります対象目標に加えるという点につきましては、局長のほうから申し述べさせていただきます。

○小沼政府委員 肥育牛の購入とか育成資金というふうなものも含めて拡大する考えはないかという御指摘でございますが、もともとこのマル南資金におきましては、長期の投資を必要とするものというところで二十五年という長期資金を用意したわけでございまして、そういう点では、長期資金の対象としてふさわしいというものをを入れるというところでございまして、現在のやり方で大体いけるのじゃないか。つまり、短期のものに、運転資金等に近いものにつきましては、近代化資金にたとえば果樹の植栽、育成資金等も入っておりますし、そういう点で近代化資金で処理をしていただきたい。やはりこの資金では長期のものを考えていくということで、営農の改善、安定をはかつていくことを目ざしておるものでございますので、そういう進め方をやってみりたい、こう考えているわけでございます。

それから第二点の、改良普及指導等でございますが、これにつきましては宮崎県等非常に熱心に行っておりますけれども、やはりこの営農改善ということになりますと総合的な指導が必要でございますが、普及事業を通じてこのマル南資金貸し付け農家につきましても十分今後の中核農家になるべく育成されるわけでございますから、指導に万全を期してまいりたい、かように考えております。

○児玉委員　時間が参りましたので、最後にこれ
を要望として、構造改善局のほうに直接法律
に関係ないわけでありますけれども、この前予算
委員会等でも問題にしております宮崎県の高岡町
の、いわゆる農業振興地域が不当な形でゴルフ場
に転用されるという問題が起きております。これ
は答弁は要りませんので、その後の経過について
後日ぜひ報告をしていただきたいということを要
望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○佐々木委員長 諫山博君。

○**諫山委員** 私は福岡県の出身ですから、南九州の農家が非常に貧しいということを知っております。ただ、この機会にいろいろ資料を調べてみまして、あらためて鹿児島県、宮崎県の農民のきびしい実情を知りまして憤りを覚えてゐるものがあります。

たとへば「南九州畑作農業の現状と課題」という資料を見ますと、南九州の家計費が全国に比べてどういふ割合かという数字が出ております。昭和四十年度は、全国が六十五万五千円、南九州では四十五万九千円、南九州は全国に比べてわずかに七〇％、昭和四十五年を見ますと、全国が百二十二万円、南九州が七十九万円、そして南九州の占める割合は、全国に比べて六五％まで下がった。なぜこういうふう到家計費が少ないかというところ、被服費、住居費、保健、教育、文化費、雑費が全国より少なくなしか使われていないという数字が出ております。南九州が全国の中で特別物価が安いわけではありません。同じような高物価で悩みなから、家計費はきわめて少ない。そして、その反面でもあると思いますが、南九州の農家所得を見ますと、全国的な平均に比べて昭和四十年度は六七％、四十五年度は五八％、南九州の家計費の減少も農家所得の減少もますます深刻化するばかりであります。

こういう状態があるのに、いわゆるマル南の融資制度が十分に利用されていないというのは、私には非常に奇妙に受け取れます。こんなに苦しい生活をしているのに、貧しい農家がなぜこの制度を一〇〇%利用しなかったのかという点で一つの疑問を感じております。この疑問を解決しない限り、この制度というのはまた十分役割りを発揮しないんじゃないかと思うます。

そこで、この制度が一番最初につくられたとき、
 こういふ少ない利用状態に終わるといふことを農
 林省としては予想していたのか、それとも予想に
 反してこういう結果が出てきたのか、お伺いした
 いと思います。

○小沼政府委員　お答え申し上げます。

四十三年に始まりましてから五年間の融資の對象戸數、計画ではございまして見込みということで、二万四千戸を見込んでおりましたけれども、実績は一万一千三百戸ということでございまして、四七%の達成率ということでございます。

御承知のとおり、この制度は、ちょうど経営規模での中間点にありますところを基準にいたしまして、それより少し下のところでこれから大きくなっていくというものに資金を融資をして育て上げようという制度でございますが、その面では、いろいろ事情がその間にあったと思いますが、災害あるいは農産物価格等の問題、あるいは米の生産調整と、いろいろその経済的あるいは自然的条件が重なりまして、必ずしも十分にはいかなかったというふうに理解されるわけでございますが、今後この延長をしていただきますれば、この残されております農家につきまして営農の改善がはかれるように努力をいたしたいと考えている次第でございます。

○諫山委員　日本の農家が全体として苦しくなっている、とりわけ零細な経営が困難になっているというのは、全国的な問題です。特にそれが南九州に顕著にあらわれてきたということだろうと思います。そして日本の零細農がますます窮迫してきた一番大きな原因は、現在まで自民党政府が進めてきた農業政策にあると思います。そしてこの傾向というのはさらにこれからからも強められようとしていることが明らかです。

たとえば、田中総理の「日本列島改造論」を見ますと、農業人口の大幅な減少は避けられないということが出てきます。また、高能率、高収益の農業をつくるということばも出てきます。資本家的な農業をすすめるということばも出てきます。日本列島改造論」にあらわれているこういう思想というのは、零細農家はもう農業をやめなさい、これは高能率農業ではないから、農業しないほうがよいという思想だと思います。そうすると、このマル融資制度の対象になっている零細農家

はむしろ切り捨てていくというのが、いま進められている田中内閣の基本的な農業政策ではないかと思ひます。この点、農林大臣はどのように理解されておられるのか、お聞きしたいと思います。

○櫻内閣務大臣 田中総理の列島改造の考えと、ただいま御指摘になっておる御見解とは、考え方の立場が違ふように私は受け取れます。と申しますのは、欧米諸国の農業経営の進んでいる国の状況から考えまして、一体全産業の中で農業はどの分野にあるか、人口のうちどの程度が農業経営に携わっておられるかというようにとをずっと検討してまいりますれば、日本の産業の中における農業は、これはまだ農業の負っている分野というものがもう一つ合理的に効率的にできるのではないかと、いろいろなデータから判断がでると思ふのであります。それは必ずしも、御指摘になったように零細農業を切り捨ててそして資本農業を育成するのだということではなくして、全体の産業の仕組みの中で農業が担当する分野はまだまだ改善の余地がある、こういうことから、列島改造の中で示されておるような、あるいは農業団体のそれぞれ見識のある方も参画をされまして昨年十月につくられた「農産物需給の展望と生産目標」、これらをさらにならしますれば、いずれも農家の戸数あるいは農業に従事する人口数はある程度減少する方向を示しておる。この辺を御理解をいただきまして御検討賜りたいと思ひます。

○陳山委員 「日本列島改造論」の中には、さらに、少数精鋭による経営の大規模化ということばが出てきます。農業人口を減らすというところは、「日本列島改造論」の大黒柱の一つだと思ひます。さっきの農林大臣の説明を聞くと、必ずしも農業人口を減らすというのではないのだというふうにも受け取れるのですが、農林大臣の農業政策というものは、「日本列島改造論」のこのことと違ふというふうに聞いていいのでしょうか。

○櫻内閣務大臣 ただいまお答えを申し上げましたように、いま日本列島改造を例におとりでい

いる御議論をされておるのでございますが、他面、農業経営のほんとうに専門的見識のある各団体の皆さん方に御参加を願つてきた「農産物需給の展望と生産目標の試算」、そのほうから見まして、これからの農業のあり方につきましても、農業労働力は、工場の地方分散等、リタイアの増加等もあつて、年率五％程度で減少をしていく。四十五年度に八百一十万人の方々は、十年後には四百三十万人程度になる。こういうほんとうの専門家の方々の見解も一方においてある。こういうことで、したがって、私が申し上げましたのは、欧米の農業経営の進んでおる諸国をも対比いたしました、また、それに日本の特殊の、置かれておるいろいろな条件というものを加味してみても、農業というもののあり方が、もっと能率のよい、また環境の整備されたものになっていくのが好ましい、こういうことであつて、ただ単に、人口が減り、戸数が減るといふことからのみ、あるいは、もちろいろいろお考えでございましょうが、その現象からのみ、農業経営はもう零細なものには必要がなくて資本農業に移るんだというのではなく、農業経営というものが、他産業と同様に、もう一つ能率のよい拡大したそれぞれの農家になり、それからそこを担当しておる農民の方々が、収入も増加をするし、能率的にもやり得る方向へ持っていくのが、長期的に見た場合の農業としてのこれからの行き方ではないかということをお願い上げておるわけでありまして。

○陳山委員 自民党政府の農業政策が、小さな農家を切り捨てて資本主義的な大きな農家を育成することにあることは、否定できないと思ひます。そしてこのことは、政府が発表したいいろいろな農業統計の数字を見ても明らかです。私は、この基本的な立場が改まらない限り、この制度というのはやはり農家にはあまり魅力あるものになつてこないのではなからうかと思つております。その意味では、この制度をほんとうに農家に有効に活用していただくためには、もっと小さな農家を大事にする農政を進めろということが第一だと考えて

おります。

さらにもう一つ、この制度がなぜ貧しい農家に魅力のあるものになつてないのかということについていろいろ考えたのでありますが、その一つは、農林省の通達の中で、貸し付け要件に、県の指導方針に従うということを入れておることではないかと思ひます。つまり、一定の畑作物だったら自由にお金を借りられるというのではなく、自民党の進めている農業政策、県が進めている指導方針に沿つていないと貸さないというものがこの融資制度の仕組みのようです。ところが、実際は政府や県の進めている指導方針が農家に魅力のあるものになつていない、ここに問題があらひます。

たとえばミカンの問題があらひます。南九州では果樹全体の七三％をミカンが占めております。ところが、このミカンについてこそ深刻な事態が生じた。生産農民が非常に大きな打撃を受けた。しかし、それに対して十分な手当がされなかつたというところは明らかであります。鹿児島でミカンの問題がどんなに深刻になつてゐるのか、私は具体的な事例を紹介したいと思ひます。

こととして四月五日、鹿児島市の県体育館に、県農協果樹部会連合会主催のミカン農民の決起集会が行なわれました。共産党の機関紙である「赤旗」によりまして、三千五百人の農民が集まつたそうです。そこでは、オレンジ、果汁の輸入自由化絶対反対、価格安定制度を確立しようというような要求で意見がかわされたそうです。この集会には、地方自治体がバス代を払つてやり、弁当代を負担するといふような形で、自治体あげての大集会になつたわけですね。この集会で、自民党が進めてきたミカン政策に対する非常に深刻な批判が提起されたということが報道されております。

こういう事態が解決しない限り、たとえば果樹についてこの制度が適用されるにしても、農民はこわがつて金を借りないだらうと思ひます。ただでもらうのなら別でありませんが、将来返済しなければならぬような借金、そうすると、ほんとうに収益が保証されるような農業でない、農家に

がこわくて借りられないのは当然ではないかと思ひます。こういう問題について農林省側としてはどう理解されているのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。

南九州で生産されます果樹は、主として温州ミカンでありますとかポンカン等でありまして、このうち、温州ミカンにつきましては、ただいま御指摘がございましたように、四十七年産のミカンはかなりの豊作でございまして、価格がかなり著しく低落をいたしましたして生産者がたいへんお困りになつたということも事実でございまして、これに對しまして、この前もこの委員会でもいろいろ御説明を申し上げましたが、政府としてもできる限りの努力をいたしたわけでございまして、けれども、要は、こういうような事態を再び起こさないといふようなためには、まずは果樹の生産といふものが、その生産のもとになります植栽といふものをやはり計画的にやるのが第一であるといふような考え方に立ちまして、過般、先ほど御説明申し上げましたけれども、果樹の植栽について計画的にやつていただく、ことに国の補助あるいは国の融資のあつせんといふようなことで植栽いたしますミカンにつきましては、国の基本方針に基づきまして各県がつくつておる計画というものがございまして、それから、そういう範囲にとどめていただくように各県にもお願いをいたしておるような次第でございまして、各県においても末端に對しまして十分指導がなされておるといふように私どもは聞いておる次第でございまして。

そういうような植栽をある程度計画的にやつていくといふようなことは、やはりいまも先のお話がございましたように、価格の安定のための措置といふものを講ずる必要があるわけでございまして、ミカンにつきましては、これも過般御説明申し上げましたように、なまでもやることにしてはなかなかかむずかしい点もございまして、ジュースにする段階での価格の安定措置、ことにジュースというものは非常に需要がふえてまいり

ました。そういうふえる需要のジョースというものをバフアーにしまして価格の安定をはかつていくということ、それから、同時にまた、あるいは出荷調整のために必要な共同予措の措置であるとか、そういったものに助成していく、あるいは果汁工場を設置していくというようなこと、まあいろいろのことを考えましてミカンの価格の安定措置を講じていきたい、かように考えておる次第でございます。

○諫山委員 ミカンの問題が出ますと、いつも、それは植え過ぎたからだというような答弁が返ってきます。私はこの答弁は無責任だと思っております。かつては、ミカンがいろいろ植え過ぎると奨励した。ところが、いまになって、ミカンを植え過ぎた、あまり植えないようにというふうな言い方をするのは、今度のミカン問題の責任を政府がとろうとする立場ではなくて、かつてに農民が植え過ぎたからこういう事態が起こったんだというふうなことで、責任を農家に転嫁する立場だと思ひます。しかし、南九州の温州ミカンの特色は、未成園が非常に多いということです。これからどんどん新しく実がなってくる。こういう状態の中で、植え過ぎたから困るんだと言つてみたところで、問題の解決にはなりません。いま大切なのは、消費を拡大する、同時にまた、加工用のミカンだけではなくて、すべてのミカンに、農民が要求しているような価格保障制度を確立する、生産費を十分償うような価格制度を確立する、これが必要だと思ひます。

さらに、農民が深刻におそれているのは、オレンジ類の自由化であります。この間の本会議でも、田中総理は、自由化を絶対しないと言ひませんでした。この心配がある限り、こわくてやはりミカンには手が出ないというふうな状態は解決しません。こういう問題を解決することが、この融資制度を活用する一つの土台になると思ひます。同時にまた、制度上もさらに検討すべきことがあるのではないかと思つております。さらに、県の指導方針に従うものだけ融資の対象に選ぶというふうなことは十分でありません。さらに、自己負担を特別の場合には一〇％まで縮めるといふ案が出たようでありますが、私は、農家の負担を全くゼロにして、すべて必要な金額を全額融資するというふうなことはできないのかということも考えております。

いすれにしても、こういう制度がつくられているのに、これが農家から活用されていないというのは、やはりそれなりの原因、それなりの欠陥があるわけですね。政府側の提案説明では、たとえば災害が起こったとか、あるいは農業事情に変動があったというふうなことも書かれておるようですが、もっと日本全体の農業政策を転換するといふような問題を同時に解決しなければ、根本的な処理にならないのではなからうかと私は考えております。もっとも、この制度全体に私が反対しているわけではございません。しかし、これをほんとうに有効なものにするためには、政府は活用されていらないという現実をもっと反省すべきではなからうかと考えているわけですね。農林大臣の御見解を聞きたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 諫山さんもこの制度に反対をしているのではないという立場を明らかにしておりますので、実は達成率は、先ほど局長より御説明申し上げましたように、南九州の場合四七％ということになりましたが、しかし、四七％といえば、見込みからいへば、二軒のうち一軒は御活用願つておる、こういうことでございますから、しかもこれからさらに五年延長してお使い願おう、こういうことでありますので、私はそれなりの効果はあつてまいらうと思つておるのです。

特にミカンについて御批判がございましたが、ミカンの場合を見ますと、当初見込み一千八百十戸に對しまして、一千百十戸が実績として示されておりました、達成率は六六％、こういうことになつておるわけでございます。でありますから、御批判は御批判として承りましたが、このマル南資金をこれからも有効に活用していただきまして、少しでも南九州の畑作農業の上に寄与をいたしたい、このように見ております。

○諫山委員 終わります。

○佐々木委員長 津川武一君。

○津川委員 私たちは、北海道農民のために農民の使う資金、こういう立場から見ると、このマル南資金は賛成できるし、それだけにこの融資条件をもっとよくしなければならぬ、それから大規模な集団農業にはかなりいい条件で融資されておるので、中小農民にも差別ないように長期低利の資金を供給されるように、そしてまた、経営が困難な状態になったときに農民に対して特別な措置を講じてみたい、こういう立場から、この資金を皆さんとともにさらにさらに農民の中に持ち込みたいと念じておるわけです。しかし、昨年、一昨年北海道を回つてみまして、農民と実際の経営のことを話して合つてみたら、マル南資金を借りておる方が行き詰まり、借金に倒れ、ついに農地を売つて借金を払つておる、こういう状態も間々見受けられたわけです。

そこで、この資金をたくさん北海道の中に持ち込みたいとすれば、もう少し皆さんとともに検討しなければならぬ問題が出てくると思ひます。その第一の問題は、やはり無制限な外国農産物の輸入を抑えて、北海道の畑作を守るということですね。そこで、この資金を使う、そしてまた、稲作から転換する作物の一つと考えられておる大豆ですが、昭和三十五年の七万ヘクタールから、いま一萬ヘクタールになつておる。また、私たち北海道をめぐつて歩くと、かつて道内にあつた織維工業を育てておつたあの亜麻、これが貿易の自由化でベルギーからの輸入で一ぺんにだめになつてしまつた、こういうことを思うわけでありまして。そこで、このマル南資金を使うもう一つの作物に、大豆と並んでん菜がございまして。いまてん菜は五万から六万ヘクタール植えられておる。この製糖事業に手を出しておる大資本は、三井、三菱、伊藤忠、ことし三月からは今度は九紅と日商岩井が製糖業に手を出してきたわけです。そこで買ひ占め、投機、貿易の自由化などで盛んに問題を起こした五つの商社がそろつてしまつたので、てん菜を中心とした砂糖の自給率、これが下げられるのじゃないか、砂糖の貿易の自由化が始まるのじゃないか、もう一度かつての大豆みたいな、かつての亜麻みたいなことが繰り返されるのじゃないかと思ふ。そこで、農林大臣、てん菜を育てて砂糖の自給率をもっと高めていく必要があると思ふのですが、ひとつ所信を聞かしていただきます。

○櫻内国務大臣 何か甘味資源に対して御心配のようなお話でございましたが、てん菜糖といひ、サトウキビといひ、甘味資源につきましては十分これを振興し、また自給率を高めるように方策をとつておるのでございまして、私は、ただいまの御懸念は当たらない、このようにお聞きしたわけでございますが、われわれとしては、大原則は、国内で生産し得るものについてはこれはできるだけその方向で育成すべきであると思ふのであります。

しかし、その私がいつも一言つけ加へますのは、消費者の立場から考えますならば、全く何もかも国内自給でいいんだ、こういうことで、その結果が相当生産費の高いものを供給するということになつてもいいかもしれませんから、その辺のところは、やはり開放経済下に立つておる日本として、一応は頭に置きながら、しかし大事な食料の關係でございまして、自給率は高いほうがいい、こういうことで、指標によりますれば、米とか野菜とか、くだものとか、肉とか鶏卵とかいうようなものについては、おおむね完全自給ないし八割の自給に持つていこう、そしてその他の面におきましても、このてん菜やサトウキビのように、北海道、沖縄の重要な畑作農業の基幹作物ということになりますれば、これは育成をしていく、そのためには価格制度も適用しておる、こういうふうな次第でございまして。

○津川委員 大臣、皆さんの政府の側、農林省の側から流れてくるのは、供給の過半を輸入にたよる品目として、豆類だとか砂糖があるから心配

になる。そこで、大臣が、砂糖の自由化はないと表明するならば、私は喜んで議論をおさめます。この点をもう一度答えていただきたい。

○櫻内閣務大臣 これは日本の農業の全体の経緯から見て、輸入と国内産と比率がどうなるかというときに、主として輸入に依存するが、一定量は自給、こう申し上げるので、しかも私がいま申したとおり、てん菜、サトウキビは、北海道、沖縄等地域農業の重要作物であるので、現状より高い自給率を目標とする、こういうふうに申し上げておるわけでありませう。

○津川委員 そこで、砂糖と並んで供給の過半を輸入にたよるものとして大豆があるわけですね。この間から何回も大豆のことで議論したけれども、大豆の自由化——これは北海道が七万ヘクタール三十五年にあったのが、いま一万ヘクタールなんです。この自給率を高める意味において北海道の大豆をもっとふやす、こうわれわれは受け取っておたのですが、再三の大臣の御答弁でそのとおりに解釈してよろしゅうございますか。

○櫻内閣務大臣 御指摘のように、三十五年以来ずっとその経緯を見ますと、現在大豆の耕作面積は非常に減っておるといことはもう実績が示しておるので、そのとおりでございませう。

私がこの席上をかりてこの大豆問題について明らかにしておきますのは、先般のとうふの暴騰などの機会に、食品用の大豆は、ああいうことにもかんがみて、みそ、しょうゆ、とうふ、こういうものについてはできる限り国内で自給をしたいものである、そしてそのための施策をとっている。現在米の生産調整をしておるけれども、その場合休耕、転作があるけれども、四十八年度は特に転作に力を入れて、その転作の場合でも大豆のようなのは大きい奨励をしたい、あるいは大豆の生産団地をつくるようなことも申し上げておるわけでございます。私も、北海道における重要な作物である大豆が、いま申し上げたような方向で今後次第に増産をされてまいることを期待もいたしますし、また政策の上でそういう方針を

とっていききたい、こう思っております。

○津川委員 大臣、大豆をそういう点で育ていく、これはぜひやらなければならぬし、われわれもその点では農民とともにやることはやぶさかではない。そこで、北海道を歩いてみて、あなたたち大豆をつくるかつからないかの具体的な問題になってくると、価格なんです。昨年六十キロで五千八百円、せめてこれが七千五百円であったならば大豆はつくれるというのです。大臣の大豆をふやすという抱負はよろしいが、マル寒で資金をつくることもよろしいが、五千八百円でつくれない。ここでつくれる基礎をつくるために、やはり価格を上げる必要がある。マル寒を返さないで利用できるように上げる必要がある、こういうことが必要になってまいります。不足払い制度もあります。豆基金もあります。いままうしろから入手しているのはそのことだろうと思う。しかし、これではだめだということですね。

これではものの役に立っていないということですね。そこで、この大豆の生産者の価格がせめて十アール当たり米並みに上がるようになつこうになると、私はこの資金を待つまでもなく大豆が伸びると思うのです。この点はいかがです。

○櫻内閣務大臣 大豆のたぐいまお話に出ました価格の五千八百円は、これがつくれた当時の国際価格を頭に要い見ますと、この価格の出されたときに、これはそれほど低いものである、あるいは、この価格では生産意欲が出ないのだ、私はこういうふうには見ておらないのであります。その後における大豆価格の暴騰からいたしてまいりますと、そういうものと比較すればいろいろ御批判が出たかと思いますが、しかし、大豆の価格も現在鎮静化しつつあるわけでございますので、本年の大豆価格決定のときには、諸情勢が適正に反映されるべきものだ、こういうふうに思います。

ただ、御質問の御趣旨は、思い切ってこれを大幅に上げて、そしてひとつ生産意欲をかき立てたかどうかというように受け取れましたが、豆類は大豆だけでもございませぬ。やはりあまり不均衡なやり方というものは、行政上当を得るかどうかというようないふことも懸念されますが、次の大豆価格をきめます場合には、適正に諸情勢を反映させていきたいと思います。

○津川委員 大豆の価格をきめるときにまたいろいろな議論をしてみたいと思っておりますので、そこで、昭和四十七年度、大豆の生産費はどのぐらいであったか、これを調べて、きょうでなくてよろしいですから、この次の議論のために私のところに提出しておいてほしいのです。

いま大臣の話を聞いてふしぎに思うのが一つ出てきた。それは、第三期北海道総合開発計画、これは昭和四十五年七月十日閣議決定事項です。この中で、持っているかわかりませんが、八ページに、それぞれの地域に、たとえば釧路とか、北見とか、根室地方とか、十勝とか、網走に、適地適産農産物をあげております。日本一のいい大豆の適産地十勝の中で、大豆を育てると書いてないんだ。だから、これをつくったときは、大豆なんか、さつき話したように、必要分量の過半数を輸入にたよるといふことがあるから、最近とうふのことが問題に出てきて農林大臣もこういう議論になったけれども、これはやはり改正する必要があると思うんだけれども、どうですか。

○櫻内閣務大臣 作成当時と諸事情が違っておる点もあると思ひます。ですから、改定してみたらどうか、こういう御意見でございますが、それはよく検討させていただきたいと思ひます。

○津川委員 どんな検討をなさるかかわかりませんが、けれども、この第三期北海道総合開発計画のときに計算したときには、稲作の反別、四十五年度で二十六万八千ヘクタール、この中でこれを五十五年までに二十四万一千ヘクタールにするといっている。さつき農林大臣が話した、皆さんの試算の根拠になった農林省の農業作物の地域指標の試算の中では、十八万六千ヘクタールなんです。これでは二十四万一千ヘクタール、皆さんの試算の中

では十八万六千ヘクタール。肉牛、この計画の中では三十万五千頭、皆さんの試算では十三万一千頭。これは検討して改正するんじゃないかと、この三つの事実を考えてみて、これはどうです。どっちが矛盾で、どっちにたよればいいのか。だから、日本の農民は米の生産調整があつて、いままでつくれつくれといつて、今度つぶして、今度またやれという。どこへ行くかわからないところに日本の農業の悲劇がある。こんなに数字がたぐさん出ている、どこへ農民がついていけばいいか。だから三期計画をやっていくのか。ここいらのはつきりした、大豆をどうする、米作をどうする、肉牛をどうするといふ、二つの指針を出して農民を引っばっていくというのです。この点はどうですか。

○櫻内閣務大臣 ちょっと私、御質問の御趣旨がよくわかりかねたのでありますが、この北海道総合開発計画の示しておる指標と、農林省の出しておる地域指標との間の矛盾を言われておるわけですか。

○津川委員 そうです。それから、これには大豆は書いてない。大臣は大豆をやるといふ……。

○櫻内閣務大臣 これは先ほど私お答えを申し上げましたように、四十五年七月当時と諸事情の変化等があれば、これはよく検討させてもらいたいということでお答えは尽きておると思うのです。まあ先生のほうからも御指摘のように、大豆は年々減産をしてくる、そこへ今度のような問題が起きた、そこで櫻内もそこを考へるが変つたんだらう、こういうことでしょうが、それは私も認めるところであります。しかし、間違ひあつてはいけませんから私が申し上げておきたいのは、昨年の十月の指標の上から出しておるものは、最近の情勢は念頭に置かない。昨年の十月の指標というところにすれば、一番近いところを見ても六、七月ごろまでのいろいろな諸情勢を踏まえてつくられたものと思ひます。しかし、その中におきましても、食用品についてはできるだけ国内でつくれ、こうい

うことがいわれております。ですから、当時すでに専門的な見識のある皆さま方によつても、大豆が減産しつつある、これはいけない、食品用はもつとつくれという方針は出ておつたと思いますが、同時に、今回のような問題でさらにその意欲を強めた、こういうことでございます。他の点については、同様に、検討すべきものは、それは当然検討したほうがいいと思います。

○津川委員 きょう大臣はここで提案理由を説明したとき、事情が変わつたと言ふんだ。ほくら聞いてるんだ。これも事情が変わつてゐるんだ。ところが、この間、三月にぼくは北海道の八尾という町に行つてきた。そうしたら、農家はみんなこれでやつてゐるんですよ、三期計画で。皆さんのほうは十月に指針を出してゐるんですよ。だからぼくはくどいほど言うけれども、このところはやはり迷わせないで、農民と農民の団体とよく相談して一本指導方針を出さなければならぬ。皆さん方は十月のことを言つてゐるんですよ。私は四十五年七月十日のことなんです。どうです。

○櫻内閣務大臣 お答えを繰り返すようでございますが、御指摘のようなことがあれば、また現実にもそういう問題が起きておれば、すでに約三年も経過するのでございますから、長期計画でもあるいは経済見通しでも、しばしば年度中にでも改善をする場合もございますから、検討することによぶさかでないことを申し上げておるわけでありす。

○津川委員 そこで、たくさんお尋ねしようと思つてましたが、時間がこのとおり、大臣が懇切丁寧に説明してくださるのでござつてしまつたのですが、北海道の畑作を守るためのこういう資金で、農民はこういうのです。てん菜はいい作物だ、だが、輪作で五年に一回しかつくれな。そのあとに大豆を植えても、大豆は安くつくだめだといふのです。ですから、てん菜が五年輪作のために、てん菜ぐらゐの反収になる作物がもう六つか七つあるならば、おいらこでうちも売らずに、

出かせぎもしないで、畑作をやつていけるのに、というのです。このためにマル寒を使うわけですか。そこで、この畑作体系はございますか。ないとすれば、これをどうつくつていきますか。方針を聞かしてもらいます。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のように、北海道の畑作地帯におきましては、てん菜がたいへんいい所得になるというところは、そのとおりでございます。てん菜は連作がききません。輪作をいたさなければならぬわけでありまして、その間にいろいろな豆類も入つてまいります。またバレイショも入つてくるようなわけでございます。そういったことで全体の所得が形成されるということでございます。私も、ことにバレイショなんかにつきましては、これはバレイショの芽を放射線で殺すというようなこともやろうとしたしております。そういうことになりまして、生食用としてかなりバレイショが向いてくるというふうなことも可能になるうかと思つておるわけでございます。また豆類につきましては、さらにその合理化というふうなことにつとめたいと思つております。

○津川委員 そこで、大臣、これはてん菜ぐらゐの収入になるものをほんとうにつくつてもらふように、ここで農林省の試験研究所も全力をあげてそのためにやつて畑作を守つていくことを要求して、次の質問に移ります。

○津川委員 私たちは、大資本の土地の買いあさり、買い占めをやめさせて、山林原野の農用適地を開放して農民に農地を拡大するといふのですが、北海道に行つてみてびっくりしたのです。島一まわり買われておつた。あちこち買われておつて、私の調査を報告したものを讀みますと、三葉地所や丸紅飯田などの大不動産業者や総合商社、あるいは藤田親光などの観光資本が、農地といわず原野、山林といわず、あたりかまわずに、さまざまな手口で土地を買いあさつています。長万部町では、農業委員会や登記官吏までまきこんで離農希望者の農地を買いあさりました。

黒松内町では、農協がもつていた山をそっくりトヨタ自動車を買ひとりました。俱知安町では、千五百ヘクタールの土地が買ひしめられ、豊浦町では、国や道が補助金をだして造成した町営牧場が不動産業者の手にわたつておるといふ、こういう現状なんです。これに対して、三期計画や皆さんの計画では、農地を拡大するといつても、拡大することは必要なんだが、これを押さない限りは拡大も何もできるものじゃない。この状態をどう見ておられますか。これに対する対策を聞かしていただきます。

○櫻内閣務大臣 そのような買い占めについてはすみやかに規制をしていかなければならないと思ひます。そういうことで農地法による転用についての規制を当然きびしくしなければなりません。それから、森林法の改正によりまして山林の乱開発について規制を講じようというところで、新たな改正法をお願いをしておるわけでございますが、私も、私が一番懸念をしておりますのは、そういう法律上の規制措置がございまして、ほとんど金銭に契約とかいうようなことが行なわれて、金銭に災いされて、ついにそれに應ずるといふようなことで、いよいよ転用の許可願が出たというふうなときには、もう抜き差しならぬような状況に持つていつてしまふというふうな例は、従来間々あるところでございます。北海道の場合、ただいま幾つかの例をおあげになりました。私も、それがもし不当な行為によるものである、規制されるべきものがされない状況にあるといふことであつては、これはたいへん問題だと思ふのでございまして、先般来、早く情報をとる、情報の収集につとめる、内地のほうで申し上げれば地方農政局を擁護しておるわけでございますが、北海道であれば北海道開発庁を通じてそういうような措置を講じまして、早期に情報の収集につとめ、不適当なものとは不適当であるといふことの行政上の指導をいたしたい、こういうふうな考へておるようになつております。四十七年六月一日から四十七年八月三十一日までの北海道農業会議の調査によ

りますと、二百九の市町村の中で、買い占め報告の市町村数が百十二、一万一千九百四十ヘクタールの面積と、わずか三カ月の間でこういうような実情にございまして、一そう、ただいま申し上げましたような方針のもとに、買い占め等が行なわれないように、投機が行なわれないようにいたしてまいりたいと思ひます。

○津川委員 これで終わりますが、大臣、いま私が読み上げたところ、議事録から拾つてもよろしいし、また、だれがおたくの局長でもよこしてくだされば、私そこを指摘してあげますので、そこがどうなつてゐるか調査して、私たちに報告してほしい。大臣が、いま読み上げたところをもつと具体的に、どの箇所がだれがどういふうに買つたかといふことを調べて、私たちに報告を出してほしい。これをしてくださるならば、私これで終わります。答弁を求めます。

○櫻内閣務大臣 行政当局としては、当然実態を把握しておく必要がございまして、その点で努力をいたしたいと思ひます。

○佐々木委員 瀬野次郎君。

○瀬野委員 北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案について、農林大臣並びに当局にお尋ねします。

両法案は、鹿児島県並びに宮崎県、北海道がその対象となつてゐることは御承知のとおりであります。まず最初にお尋ねしたいのは、実績について伺ひたいのでありますけれども、私の調査によりますと、マル寒のほうでは三十四年から三十九年までが二五%、三十九年から四十一が一七%、四十一より四十二年が一〇四%、この場合は災害等があつたあとで、復旧等によつてパーセントが上がつてゐるわけでありす。四十三年から四十七年が五二%。マル寒のほうでは四十三年が四七%、こちらはまだ始まつて日が浅いために、四十三年の実績しか出ておりません。農林大臣はさつき、四十三年の四七%については、二軒に一軒ぐらゐはできておると言うけれども、

これはまだほんとうに一年のデータでありまして、実際はもっと下がっているわけです。こういった実績を踏まえて、実績が半分以上で、ずいぶん成績があがっているのです。これは大臣はどういうふうに見ておられるか。いろいろ答弁もあつたようではありますが、ひとつ率直にお答えいただきたい。

○櫻内閣務大臣 これは私からも先ほどお答えを申し上げましたが、一つには北海道における冷害による影響、南九州におきましては再三再四におたる台風の影響の発生ということに伴う影響、それから米の生産調整等がその間に行なわれておるといふこと、そういうことによる農業情勢の変化というものを頭に置かなければならないと思ふのであります。それから、畑作物や畜産物の価格というものがいろいろ影響をもたしておるといふことも否定ができないのでございます。そういうことで、最近のこの五年間、北海道が達成率五二%、南九州が四七%ということ、まことに不本意な点がございしますが、しかし、私は率直に申し上げたのであります。当初見込みの戸数に対しては、大体二軒に一軒は利用していただいております。と、さらにこれから五年延長で残余の皆さんにも大いに利用してもらおうということからいたしますれば、今回の五年の延長ということはいへん意義のあることである、このように見ております。

○瀬野委員 農林大臣から答弁をいただきましたが、大臣は成績が比較的好いという四十三年の例だけしか言わないが、その前がたいへんなんです。また今後またいへん落ち込む要素がたくさんあるわけです。それはいまからなるあかしてまいりますけれども、十分認識していただかないと、いまおっしゃった理由のほかにたくさん理由があるわけですから、私も、この法案については、いわゆる五年間延長ということと賛成をして、融雪期に遭遇する北海道農家の皆さんが、何とか早く自立経営農家に立ち上がっていただくように期待しております。そういう考え方がありますけれども、

中を見てもみまると、かなり問題が一ぱいあるわけですね。

総裁もきょうは見えておるので、後ほど逐次聞いてまいりますが、次にお伺いしたいのですが、それでは、一般農家と比較をして、この両法による融資を受けた方たちにはどのような効果があつておられるか、どういふふうにお見えておられますか、率直にお答えください。

○櫻内閣務大臣 これは御指摘を受けるまでもなく、マル寒のほうでは、中庸程度以下の畑作経営農業者ということで、平年における農業所得が百十以下、それからマル南のほうでは七十以下、そういう農家のためにそれぞれ長期の資金を他の場合よりも利率が低く貸し付けをいたしたのでございします。農家の皆さん方の経営意欲がございしますれば、これらの資金が一応活用されて経営がよくなつてきておるといふことは当然だと思ふのであります。

ただ、いまのお尋ねが、一軒一軒の農家に当たって一体どうなつておられるのか、こういうことになつてまいります。中にはこの資金というものが十分効果をあらわさなかつたという農家もなきにしもあらずだとは想像にかたくないのであります。が、こういうものがない場合と、ある場合とということを考えていけば、逆であつて、いまの中庸程度以下の畑作経営農業者がそれぞれ有効に御活用願つておられる、こう思ふのであります。

○瀬野委員 農林大臣、このマル寒、マル南の制度は、これは自立経営農家を育成するためのものだ、こういうふうに見ているわけですが、それに間違いありませんか。

○櫻内閣務大臣 これはマル寒、マル南資金ともに、総合資金や近代化資金、こういうものをそれぞれ御活用願つて、そして自立経営へ進んでいく、それには間違いありません。

○瀬野委員 小沼構造改善局長、私、これをずっと調べてみますと、昭和四十一年三月十日の衆議院の農林水産委員会の附帯決議等を見ると、「政府は自立農家育成の線に沿ひ、おおむね左記各項に

留意して、本法制定の趣旨達成を期すべきである。」云々と、こういうふうにはっきり自立農家育成ということが書いてあるのですけれども、何か二、三年前からそれが安定経営農家ということばに――さつきから再三出てくるのだが、安定経営農家というふうになりかえられておられる感じがするんだが、その点ひとつ、最初のときといつごろから変わったのか、それをはつきり聞いておきたい。いまでも自立農家育成のためのものでは私は了とすけれども、もともとこの資金は、先ほど言われたように、七十以下、北海道の人は百十以下とか、いわゆる零細な人を自立経営農家に立ち上げさせるためにこの資金を融通して、この資金で立ち上がったならば、自立経営農家としては今度は総合資金を借りてやつていく、こういういわゆる趣旨のものであるはずなんです、それが何か、後ほど出てきますけれども、資金の貸し付けが実際は目的外に貸されているということがある、はつきりしておられますので、最近どうも農林省の考えが安定経営農家というふうにはつきりとして自立経営農家育成のためにというふうには言わないように感じるのだが、その点を明快にひとつしていただきたい。

○小沼政府委員 先ほど大臣が御答弁申し上げました点に若干関連して申し上げますが、たとえば北海道での営農の改善実績等を見ますと、農用地の拡大、あるいは家畜頭数等それぞれふえておるわけですが、そういう中でどこをねらつておられるかといふことでございします。これについては、もちろん、経営が安定しなければ自立経営としてもなかなかいいものになりませんので、私ども、経営を発展育成しながら、その中で自立経営を目ざしていくという基本線は変わりございません。その形で経営を安定していくということがねらいでございます。

○瀬野委員 それでは、それは後ほどまた問題にするとしまして、そこで、三十六年五月十八日、当委員会が畑地農業振興のための基本制度の確立に関する決議を行なつておられるわけですが、いまもって

農林省は畑作の基本計画を出していないのですけれども、附帯決議があるにもかかわらず、畑作の基本計画を出すべきでありまして、これはどういふように考えておられるのか、これについてもこの機会に伺つておきたい。

○小沼政府委員 三十六年に基本法を制定いたしましたから、生産の選択的拡大、生産性の向上、農業構造の改善、流通の合理化等、総合的に施策を講じてまいるようにいたしているわけですが、まず、さらに四十五年には、閣議了解を経まして、農業生産の再編成をはかりながら農政の総合的な展開をいたすことをきめておられるわけでございます。その中で畑作につきましては、具体的な施策といたしまして、土地基盤の整備、構造改善事業等を推進しているほか、果樹農業の特別措置法、あるいは野菜生産出荷安定制度、あるいは甘味資源等、それぞれの制度によりましてこの畑作についての振興をはかつておられるということでございます。

○瀬野委員 満足できる答弁じゃないのですけれども、時間の関係もあるので、はしよつて次々お伺いいたしますが、本制度と営農基盤整備事業等についての関係でございしますが、マル南の場合に、昭和四十二年十月に九州農政局が調査したところの南九州畑作振興対策資料によれば、要土地改良面積が、水田が五万二千八百ヘクタール、畑が九万五千五百三十六ヘクタール、合計十四万八千三百三十六ヘクタールとなつております。これはま

ず間違いのないか、局長。

○小沼政府委員 間違いございません。

○瀬野委員 そこで、この十四万八千三百三十六ヘクタールのうち、県営特殊農地保全整備事業を見てみますと、新規採択面積が四十三年は八百ヘクタール、四十四年が千九百九ヘクタール、四十五年が二千七十六ヘクタール、四十六年が千八百十二ヘクタール、四十七年が二千三百一十一ヘクタール、四十八年が二千四百四十五ヘクタール、合計六年間で一万二千五百三十三ヘクタールになつております。これは県営のみで、国営、団体営等を入れる

とまだ若干はふえるといつても、十四万八千三百三十六ヘクタールの中で、六年間でやうと一万、全く天文学的数字で、これではもうさつぱり進んでいかないということになるのだが、これに対しては、局長、どういふように考えておられますか。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

○小沼政府委員 御指摘の要土地改良面積約十四万ヘクタールというのと、それから六年間の県営の特殊農地保全整備事業というものの比較でございませうけれども、特殊農地保全整備事業に該当いたします防災要土地改良事業といましては、全体が三万三千五百四十七ヘクタールでございまして、その中の一万二千五百三十三ヘクタールといふことでございませうから、これは、先生の御指摘のものは、私のほうの数字では一万五千九百五十六ヘクタールになっておりますが、大体同じくらいのところでございますが、いづれにしましても、防災関係での要整備事業三万三千五百四十七ヘクタールに対する実績は四七・六％という状況でございます、その意味ではかなりの実績をあげているといふふうに御理解いただきたいわけでございます。

○瀬野委員 いま答弁がございましたが、いづれにしても、この新規採択面積から見ますと、もうわずかながら数字にしかなくておらぬわけですね。大臣もよく御存じだと思ひますけれども、よく認識して今後の処置をしてもらいたいために、あえて申し上げておきます。

そこで、局長にお聞きしますが、県が認定する場合にはいろいろ認定基準があるわけだが、基盤整備をするようなところを優先することになるわけでありませうから、基盤整備がおくると、今後十年間いろいろ計画を立てて行なつていっても、いまのようなテンポでは、もうこの資金があつても知れたものなんですね。すなわち、基盤整備が先行しないと、申請しても認定されない、こういう法案になつていくわけですね。なぜかなれば、農道も畑かんもないといふところにこの資金を申請しても、貸してくれない。また、農家がちょっと

経営が不安であれば貸さないということもあるわけですね。そういうことについては間違ひないか。どうですか、その点は。

○小沼政府委員 特殊農地保全整備事業は、いわゆるマル南の地域はかなり自然条件が悪うございませうから、その地域を中心に行つていくわけでございますが、もちろん、農地保全、圃場整備、畑地かんがい、農地開発等総合的に実施することが必要でございませうので、新しく、単なる県営の事業のみならず、今年度から団体営の事業まで含めてやつていこうといふことでございませう。マル南資金は施設関係が多く実績としては出ておりますが、土地改良事業としてそれとあらはらにあるいは先行して実施していくということが必要でございませうので、これにつきましては今後とも大いに進めてまいらなければならぬ、かように考えております。

○瀬野委員 農林大臣、いまお聞きになつておつたと思いますが、だんだん問題点が明らかになつてきたわけですね。ここらに問題があるわけですね。せっかく資金を出しても、さきさき言つたように、五〇％以下、二十何％といふ年もあつたわけですが、その成果があがらない。非常に問題があります。県の認定基準ももちろんあります。あとでまたやりますが、こういうように、借りようと思つても、基盤整備が先行しないと借りられないといふ資金なんですね。そこで、いま局長からも、なるほど、うらはらに実施していく、今後よく検討していくといふことを言われましたから、これ以上詰めても局長が気の毒ですから、ほんとにこういう面を考へていただきたい。

そこで大臣に聞きたいのですが、資金貸し付けよりも基盤整備を先行していただければならぬといふ問題が一つあるわけですね。そうでないと価値効果があがらぬわけですね。その点が一緒にうまくいってないので問題があるのですが、これに対しては、大臣、いま聞いておつたと思うが、あなたの決意をもつて今後しっかり農林省当局を指導してこの資金が有効に使われるようにしてもらいたい。

い。○櫻内閣内務大臣 御指摘のことは、ただいま承りまして、当然のことと思ひます。また、局長からもお答えを申し上げておるとおり、これはもう並行的にやつていかなければならないと思ひます。

○瀬野委員 そこで次は、両地域における採択基準の問題ですが、採択基準の中で、マル南の場合、県営のシラス対策の採択基準が、受益面積が四十ヘクタール以上、特殊土壌保全事業が、いわゆるシラス、アカホヤ、ボラ、コラといふやつですね、これが四十ヘクタール以上、圃場整備が百ヘクタール以上、畑かんが百ヘクタール以上、農地造成が六十ヘクタール以上、こういうふうになつております。先ほど局長がちょっとこれに触れて、何か一カ所ぐらいふやすうなことを聞いたが、聞き落としたもので、もう一回はっきり答えていただきたい。同時に、団体営のシラス対策事業が抜けておりましたけれども、これも今後いろいろ検討されるようにも聞いておりますが、これらを含めて採択基準の引き下げ、並びに団体営のシラス対策事業をぜひひとつ取り下げていただきたことをお願いしたいのですが、これに対する答弁をお願いしたいのです。

○小沼政府委員 特殊農地保全整備事業に、農地保全、圃場整備、畑かん、農地開発等がございませうが、その中で、今回改定をいたしましたと思つておりますのは、圃場整備は、いまおむね百ヘクタール以上というまとまりを考へておりましたのを、半分の五十ヘクタール以上というふうにした。畑かんについても同様でございませう。農地開発は、おむね六十ヘクタール以上というの基準をおむね五十ヘクタール以上というふうに基準を下げたといふふうに考へております。

それから、新しく団体営シラス対策事業を新設するわけでございますが、その採択基準はおむね十ヘクタール以上といふことでございまして、補助率が本工事五五％、関連工事四五％といふこととでございまして、四十八年度は、地区数で十地

区、総事業費二億四千五百万といふことで考へております。

○瀬野委員 その点は了解しました。

次に、融資対象農家について、中層以下の農家とする従来の取り扱いを継続していくかどうかという問題ですが、さきから若干論議がなされておりました。この構造改善事業課から出されております「関係法令通達集」によりまして、二一ページに「次の条件を満たすものとする。(1)営農のための労力が家族労働を主体としており、雇用労力に依存する割合の少ないこと。(2)平年における農業所得が現在の中層程度の畑作経営農業者の水準(農業所得がおむね七十万円程度)以下であること。(3)経営耕地面積ならびに乳牛の飼養頭数、農業用施設および農機具の所有状況がその農家の属する寒冷地畑作振興地域におけるおむね中層の規模以下のものであること。」に「次に掲げる農業者は、措置法の対象としない。(1)自力または一般現行制度により営農改善の目的を達することのできる者(2)稲作または果樹、高級野菜等特殊部門に経営の中心をおく者(3)農業以外の所得が農家総所得の過半を占めている者。ただし、将来営農改善計画を樹立して営農の改善を図ろうとする者は、この限りではない。」という通達があるのですが、あえて皆さんにわかつていただくために読みましたが、この通達によつていろいろ見てみますと、現在、御存じのように、農家統計、農業白書を見ましても、いま農家は兼業農家がだんだんふえていく、兼業農家に移行しているような段階でございまして、こういう条件でございませうとなかなか借りられない。ここにまた一つ問題がある、こういうふうに思ふわけですね。いわゆるちゃん農家といふようなことで、なかなかこれによつては借りられませうとできませんが、これをもう一つ弾力的に解釈するのか、どういふように扱うか、今後これを改善するか、この点について、局長、ひとつ答弁願ひたい。

○小沼政府委員 この南の資金について申し上げますと、たとえば借入れ農家の経営規模の状況

で実績を見ますと〇・五から一ヘクタールというのが一五・九%を借りております。それから一ヘクタールから一・五ヘクタールが三一・三%、さらにその上の農家も借りているという状況でございまして、作目によっても多少差がございまして、けれども、今後の進め方といたしまして、単純に、一・五ヘクタール以上はだめであるとか、あるいは零細なものはだめということではなくて、中心はやはり中層の農家以下とところでございまして、それを大きな農家に育てていくというのが基本でございまして、相当地域の事情に応じて弾力的に運営をしていく必要があるというふうに考えております。

○瀬野委員 いま局長から若干答弁がございまして、私がここで重大なことを指摘したいのは、実際は、この中層以下の農家に貸すべきマル南、マル南法案でありますにもかかわらず、零細農家には貸し付けがあまり行なわれていない。むしろ、貸し付けが行なわれているのは、大きい農家に貸されている傾向が強い。また、貸し付けが、危険な農家には行なわれていないということが、次のような統計で明らかになるわけです。

一つの例を申し上げますと、マル南の場合の宮崎県では、県の抽出調査によると、これは政府も資料は必ずお持ちであると思いますが、四十三年から四十五年の三カ年間のデータによりますと、本法の対象とする農家は、一ヘクタール以下が一七・八%で、まことにわずかで、一ヘクタールから一・五ヘクタールが三三・五%、これが一番多い。一・五から二・〇ヘクタールまでが二八・二%、二から二・五が二二・三%、二・五ヘクタール以上が一・二%というわけで、いわゆる法の精神である一ヘクタール以下、いまも局長が、中心は中層以下の農家で、大きな農家に育てていくんだ、そのための資金であるということを言われた。当然そうであるべきですが、この一例を見ても、こういうふうに一ヘクタール以下はわずか一七・八%で、しかも二・五ヘクタール以上が一・二%もあるという貸し付けで、一ヘクタール以上

を合計しますと八二・二%が中層規模以上の農家に融資されているという結果が出ております。この目的からいえますことにはけしからぬ。農家にしてみれば、借りた方は大いに助かっているということも事実でありますけれども、こういうところでこの法の運用がすいぶん目的のほかのほうに流れているというふうにも見えるわけです。それで、これには想定の問題があるわけですが、それはそれなりにいろいろ検討しなければならぬと思うのですが、それについては局長はどういう見解を持っておられるか、答弁をお願いしたい。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

○小沼政府委員 先ほど申し上げましたが、一・五ヘクタールよりも上の農家、一・五ヘクタール未満の農家で約五〇%の農家がございまして、一・五ヘクタール以上の農家が半分ぐらいでございまして、けれども、経営の面積だけではなかなかわからない面がございまして、基準としてはやはり農業所得を中心と判断しておるという意味では、若干のズレがあるかと思ひます。しかし、さきにも申し上げましたように、非常に大きな農家でありまして、総合資金制度の活用によることが多いわけでありまして、平均規模以下あるいはそれより

ちよつと上のところもかなりこの資金に依存するといふ場合がございまして、それぞれの地域の実際を見ながらこの運用に当たっているという実情でございまして。

○瀬野委員 武田農林漁業金融公庫総裁に、いまでも引きとめておくのも気の毒ですので、ここでお尋ねしますけれども、いまいろいろ論議しましたが、自分は県が認定して上がってきたものを貸しておけばいいんだというわけではないと思ひます。説明員としてあなたも立場があるわけですから、こういったことは十分承知しておられるだろうと思うのですが、知っていないなら知ってない、知っておれば知っておるで、こういう実態は十分分析しておわかっておられるかどうか、その点、総裁にお伺いしたい。

○武田説明員 公庫の資金の貸し付けの場合に、昭和四十八年四月十七日

それぞれによって行政庁の介入の度合いが非常に違つております。特にマル南資金あるいはマル南資金につきましては、法律等でも御承知のように、行政庁におきまして、当該農家の現在の財政状況といひますか経営状況、それに伴います資金の必要状況、その他非常にこまかく検討された上で御認定をいただいております。したがって、私どもとしては、これを重複審査するということとは、実際の業務の運営上非常にロスも大きいとございまして、できるだけ簡素化して早く貸し付けをいたしたいという観点から、内容の審査につきましては、ほかの案件よりも簡略化をいたしております。実態としてどういふような内容になっておるかという点につきましては、適格認定の書類も参つておりますから、いま先生からお話がございましたように、反別的にいわば大きな面積のものまでカバーしておるというようなことは承知をいたしております。

○瀬野委員 総裁、なるほど、この資金については重複審査するようなことをせずに簡素化をして貸している、けつこうです。ほかの資金もそういうようにしてもらいたいのだが、他の案件よりも簡素化しておるということで、その点は私もけつこうだと思ひますけれども、それではもう一点お伺いしておきますが、せつかくこの資金の貸し付けが、こういうふうにコンスタントにいついていない、むらがあるというようなことで、その原因はどういうところにあるか、総裁としてはどういふように感じてこれを受けとめておられるか、その点ひとつお聞きしておきます。

○武田説明員 先ほど農林大臣並びに構造改善局長からお答えがございましたように私も感じしております。

なお、私どもとしては、この資金につきましては、実際に農家のほうへの宣伝なり浸透ということを側面的に極力努力いたしておるつもりでござい

○瀬野委員 総裁についてはけつこうです。農林大臣、いま論議を聞かれました、この資金

はいろいろ検討しておると切りがないのですけれども、この貸し付けの状況を見ましても、中層以上、いわゆる一ヘクタール以上の方に八二・二%も貸しているという実情です。そういうことを見ましたときに、中層以上の方を排除するのがいいのか、または二兼農家に貸したほうがいいのか、これはもう一回よく検討しなければならぬことだと思ひます。また、物価上昇のときでもあり、実態に応じて弾力的にこれを運用するということについても、さらに検討せねばならぬ段階ではないかというふうにも思ひます。その点について、大臣、いま率直に聞かれて、金融公庫総裁からいろいろ答弁がありました、大臣の見解をこらでお聞きしておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 やはりマル南、マル南ともに、お示し申し上げておる所得、マル南の場合には百十万円程度以下の畑作経営農家、マル南については七十万円程度以下の畑作経営農家、こういうことで、御質問の御趣旨は、経営規模というのか、むしろ耕地面積を中心に御指摘のようございまして、私どもとしてはやはり所得を中心と考えて、これを引き上げていくようにこの資金を活用していきたい、この辺に重点があるということをお願いを申し上げます。

○瀬野委員 農林大臣、だいぶ歯切れの悪い答弁だけれども、ちよつと局長、いま大臣の答弁を聞いておつて、困つたことを言つたと思ひませんか。さつき、たしか、マル南の場合は七十万円を近々百十万円に、マル南の場合は百三十万円ですが、百八十万円から二百十万円に近々考えたい、こういうふうに思つておるというように私は受けとめておるのですが、いづれにしても、その辺の回答と、農業所得は、一応自立経営農家を目標にしておりますから、これは従来の経過から見ますと、百五十万円から百六十万円というのが現在では目標になっております。そこで、当然農業所得は上げなければなりません、いま大臣がおっしゃつたのと局長の答弁とは若干違つて思うが、その点、訂正の要はないか。

○小沼政府委員 先ほど大臣が申し上げましたのは、南九州で七十万が一つの中間点でございまして、そこを中庸にしてそれ以下の農家を対象にするというのを申し上げたわけでございまして、営農改善の所得目標といたしましては、今度百二十万から百五十万程度というのを目標にしたいというところでございまして、北海道につきましては、目標を百八十万から二百十万というふうに考えております。

○瀬野委員 そこで、次に、このマル寒の北海道の場合は四類型、南九州のいわゆるマル南の場合は十五類型が基準になるように聞いておりますが、局長、これは間違いありませんか。

○小沼政府委員 北海道は四類型でございまして、南九州は非常に多いございまして、いま御指摘のとおりでございまして。

○瀬野委員 そうしますと、営農方式例に縛られるというところに一応はなるわけでしょう。その点どうですか。

○小沼政府委員 営農の類型を策定いたしましたので、指導する場合にはそれを基準にして指導するわけでございまして。また、資金を貸し出す場合にも、それを基準にして判定をするというのをやっているわけでございまして。

○瀬野委員 農林大臣、この辺をよく聞いておいてください。

時間の関係で急いでいきます。

そこで、昭和四十八年度以降の営農類型別認定計画等のことをいろいろ調査してみますと、ミカン等は、四十八年以降としまして、戸数が千六百五十二戸、融資二十二億九千万円、酪農は戸数が九百九十二戸、融資が二十九億三千二百万円、肉用牛が戸数三千二十一戸、融資が五十二億三千百万円、以下ずっとありますけれども、おもなもので、けちよと拾いましたが、こういってことに間違いないありませんか。

○小沼政府委員 ただいまの数字は、おそらく県が希望として作業をした資料であらうと思いがす。

○瀬野委員 こういった大事な資料が当委員会に提示されておられるのですから、なかなか審議ができませんので、大臣、この点は間違いありませんので、あとでよく見ていただいて、違っていないもので、それはわすれず。

そこでお伺いしたいことは、とくに南九州においてはミカンが主生産型になっておられるわけですから、この営農類型別の認定基準とかいろいろ計画によりまして、そこで、方式例の中の主になっているこのミカンでありまして、御承知のように、現在豊作型で、過剰問題が起きている。たいへんいま心配な問題で、数日前の農業白書等で農林大臣にミカンの自由化問題をいろいろやられたわけですが、だんだんあやしくなっているわけでおられるわけ、たいへん心配をしておられるわけなんです。こういう傾向にあるときに、このいわゆるマル南法案で、特にこういってミカンに相当のウェートを置いていくということになると、農家も不安であるし、実際に資金がいよいよ今後の時勢の推移にマッチしない。こういう資金の計画になっておられるところ、ここに大きな問題がある。そうすれば、またそのこの貸し付け金はぐっと減ってくる、また借ろうと思っても借りられない、こういうことがすでに出發の当初から起きてくるじゃないかという心配をしております。この点、大臣並びに当局の答弁をお願いいたします。

○小沼政府委員 ミカンについては、先ほど答弁がございましたが、私も経営の現況と目標を比べてみますと、ミカンについては現況が一・三ヘクタールでございまして、それを二・三ヘクタールに持っていきたいということで考えております。今後十分ミカン作として成り立つような経営ということで、このマル南資金についてもその活用をはかってまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○瀬野委員 農林大臣、指名しないと答弁しないので、ここでお聞きしますが、さきに局長からも、ミカンについては生産のもとである植栽を計画的

にやってもらうとかいうことで、いろいろ苦しい答弁をしておりましたけれども、何も政府を追及するとかなんとかいうことでなくて、この辺にたいへんな問題がございまして、なかなか大臣ともこうして話すべき機会がないから、ひとつこの点を、はっきりしておきたい、こういうところ、たいへんな問題があるわけですね。なかなか実際と資金とがマッチしてない。そして計画は計画で立てられていて、問題がある。この点は十分ひとつ検討していただいて、十分な対策を立て、指導していただいたいと思うのですが、大臣、どうですか。見解を承りたい。

○櫻内閣務大臣 ただいま御説明申し上げておる資料は、当然今回のこの農作による大きな異常というものは織り込んでおらないと思うのであります。それでこのミカン農業のあり方についての見解は、それぞれ局長から申し上げておいて、植栽が計画どおりいかなかったこともまた原因の一つに申し上げておられるわけですが、これからミカン経営をどうしていくかという場合に、現に起こったところのこういう異常な場合を織り込んでよく考え、こういう御趣旨でありますれば、それは私もよく承知して当然やるべきことだと思います。

○瀬野委員 そこで、この一町以下の人はどうして土地を手に入れるかということが、大臣、また問題になるわけですが、御承知のように、土地が値上がりをしてきている。今回のこの一町以下の農家は零細でありまして、自立経営農家になるためには相当努力が必要で、安定経営農家育成のための農地の取得が必要であるわけでございまして、経営方式例においても農地取得が認定されておりますけれども、その実績はきわめて困難であり、また数字もわずかでありまして、農地流動が停滞しているという状況にある。そういうことは皆さんもよく御存じだと思います。そういうことでは、一町以下の人土地を手に入れるというものはなかなかむずかしい。したがって、また金も借りられないということも起きてきているわけ

ですが、その点は局長はどういうふうに考えておられますか。

○小沼政府委員 御承知のとおり、このマル南資金のほかに農地等取得資金あるいは未熟地取得資金等の活用等を当然はからなければならぬと思いがすが、さらに農地保有合理化法人等を通じて農地が取得できるようにするという措置も講じてまいりたい、かように考えております。

○瀬野委員 農林大臣、いま答弁があったように、その点が問題点で、この資金がなかなか実績があらならないという一つの理由になっておられるわけですが、時間の関係で詳しく申し上げませんが、その辺も一つの大きな問題であるというのを知って、よく指導していただきたいと思う。

次に、今度は酪農経営については、これも先ほど申し上げましたように、相当計画に乗っておるのですけれども、将来これは問題となるわけですね。マル南の場合、四十四年の三月、農林水産技術会議が発表したところの「地域農業の動向予測と酪農経営の対応に関する研究」という中に、南九州は酪農はだめだというふうな意味の見解が述べられている。暖地なので技術的にこの酪農経営は困難性が伴う、また農家の再生産を圧迫するものであるという、こういうふうにも述べてあります。これはもう当局は十分承知だと思っておりますが、こういってことからは見ましたときに、この酪農についても、南九州においてこの畑作地帯はたいへん問題である。今回制度を五年延長するようにしていただくことは、けちよと拾うてありますが、事実酪農問題については、農政局も指摘しておられるように、たいへん問題があるわけですね。この点は、たいへんうに検討しておられるか、御答弁いただきたい。

○小沼政府委員 南九州の酪農の今後につきましては、他の地域に比較いたしまして飼料基盤が非常に豊富である、また霧島山ろくを中心にした飼料生産基盤の開発あるいは酪農の団地化あるいは市乳化の促進というふうなことにによりまして、生産性の高い酪農経営を育成することが十分考えられるというふうに思っております。

○瀬野委員 一応の答弁はいただきましたけれども、事実農政局でもこういうふうになっておりますし、たいへん困難な問題が予想される段階であります。そういったことを十分踏まえた当局の今後の融資とまた十分なる指導をお願いしたい、かように思っております。

そこで、この営農方式は四十三年に定められたものでありまして、諸情勢の激変する現在でございますので、その内容についても十分再検討して新たに設定をする、そしてまた、毎年物価上昇のこういうときでもありますので、今後改定をしていくというふうなことも考えるべきではないかというふうに思っているのですが、この点についてこの機会にあわせて見解を承っておきたい。

○小沼政府委員 今後の情勢に対応させながら営農類型につきましても検討をしてみたいと思っております。

○瀬野委員 その点はぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

次に、二、三はしよって聞いておきたいと思っております。

今回の改正で特認の問題が出ております。御承知のように、酪農、肉用牛、茶、桑、果樹等が、資金を多く要する関係もあり、効果の発生に時間がかかるというふうなことから特認とされておるようですが、その他のものについても、こんなけちな考えでなくて、全部認めていただきたいという意見が強いわけですが、その点については将来どういうふうな考えておられますか。

○小沼政府委員 はかの資金とのバランス等もございまして、全体の融資のいろいろの体系がございまして、そういうものを見合ひながらいまのような形にしているわけございまして、今後事態の進展に伴ってさらに改善のくふうの余地はあると思っております。

○瀬野委員 では最後に、時間の関係もありますので一つだけお聞きして終わりにしたいと思います。

今回のマル寒、マル南の制度の融資は、単に個々

の経営改善というものでありまして、畑作農業の振興の一環をなす対策にすぎないといつても過言ではございません。そこで、この抜本対策として、食糧供給基地として育成するのと同時に、農業経営の安定をはかるため、近代的な営農基準の設定をする、また、農地の拡張をはかる、資金の融通、農業基盤の整備と農用地開発の促進をはかる、農産物価格制度の確立、試験研究の強化等総合的な施策を講ずるようにならうかという意見があるわけですが、これらについて一体とした制度をつくる、こういうことについて北海道、宮崎、鹿児島からも強い要望がなされております。また、これらを集中してやると同時に、土地改良の今後十年の見通しというものを、これはした面積でございまして、こういうものを一括して今後十分検討して、地域の要望にこたえたいというふうなことにしたいとございまして、当局はどのようにお考えであるか、その点を最後に伺いたいと思っております。

○樺内閣務大臣 各種の畑作農業振興の施策をあわせ行なっていくことは当然でございまして、が、特にこの際強調して申し上げておきたいのは、四十八年度から新たにこれら主要畑作地域における農業の振興をはかるために高効率畑作経営確立対策事業等を実施いたしまして、畑作と畜産との結合による合理的な長期輪作体系の確立、堆肥の還元による地力の維持向上など、畑作経営の安定と生産性の向上を推進する考えでございまして、

○瀬野委員 約束の時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

○佐々木委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後七時十六分休憩

午後七時二十三分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

た。

○佐々木委員長 これより討論に入るものであります。別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し、美濃政市君外四名から自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。美濃政市君。

○美濃委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、ただいま議決されました北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議案に基づきその趣旨を御説明申し上げたい。

案文を朗読いたしました説明にかえます。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

北海道及び南九州の畑作農業が劣悪な自然条件等の下において国民食糧の供給部門として果たしている役割の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行にあたり、左記各項の実現に十分留意すべきである。

一 畑作物生産確保の基本計画を早期に樹立し、これが振興の基盤である土地改良、土壌改良、農地保全等の各種事業の実施にあたりては、地域の実情に即応した採択基準の引下げ等に努め積極的に促進すること。

二 融資対象農家の農業所得及び到達すべき農業所得の目標については、営農改善計画の方式例を再検討し実情に見合うよう設定し運営すること。

三 本法に基づく貸付利率、限度額、償還期間等の条件については、今後さらに改善するよう努めるとともに、指導体制の強化等について適切な措置を講ずること。

四 果樹、肉牛、乳牛等の導入にあたっては、将来の需給見通しに基づいて計画的に行なわれるよう措置すること。

五 この地域の農産物の流通の合理化等を図るため、カー・フェリー、コンテナ輸送等に対応した集出荷の円滑な実施及び加工施設の整備に關し、一層の助成援助を行なうこと。

右決議する。

以上でございます。

○佐々木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対して別に発言もありませんので、直ちに採決いたします。

美濃政市君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。樺内農林大臣。

○樺内閣務大臣 附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、今後とも北海道及び南九州の畑作振興に努力いたしたいと存じます。

○佐々木委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次回は明十八日、水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十八分散会